

↓ 当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査料等の改正に伴うお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先般の厚生労働省告示にて既にご存知の通り、平成22年4月1日より診療報酬点数が改正されました。

つきましては、ここに「改正診療報酬点数表」より検体検査に係る部分を抜粋しご案内致しますので、宜しくご総覧方々ご活用賜れば幸甚に存じます。

敬具

検体検査料

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

尿・糞便等検査

D000 尿中一般物質定性半定量検査				
	尿中一般物質定性半定量検査	(26)	*1・2	
(注)	当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する		*3	

D001 尿中特殊物質定性定量検査				
1	尿蛋白	7		
2	VMA定性	9		
	B-J蛋白定性	9		
	尿グルコース	9		
3	ポルフィリン定性	10		
	アマラーゼ(定性、半定量)	10		
4	ビリルビン	12		
5	ウロビリリン	16		
	尿中ウロビリノゲン	16		
	先天性代謝異常症の尿スクリーニングテスト	16	*4	
	尿浸透圧	16		
6	尿中ポルフィリン症スクリーニングテスト	17	*5	
7	尿中N-アセチルグルコサミニダーゼ(NAG)	41		
8	尿中アルブミン定性	49		
9	尿中黄体形成ホルモン(LH)定性	72		
	尿中フィブリン分解産物(FDP)	72		
10	尿中マイクロトランスフェリン	115	*6	
	尿中ウロポルフィリン	115		
	尿中マイクロアルブミン	115	*6	
	尿中デルタアミノレブリン酸	115		
	尿中ポリアミン	115		
11	尿中ミオイノシトール	120	*7	
12	尿中コプロポルフィリン	150		
13	尿中ポルフォビリノゲン	200		
14	尿中IV型コラーゲン	210	*6	
15	尿の蛋白免疫学的検査 区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数			
16	その他 検査の種類により区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数。 (注) 区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。		*8・9	

D002 尿沈渣顕微鏡検査				
	尿沈渣顕微鏡検査	(25)	*10・11・12・13	
(注1)	同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。			
(注2)	当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。			
(注3)	染色標本による検査を行った場合は、9点を加算する。			

D002-2 フロー-サイトメトリ-法による尿中有形成分測定				
	フロー-サイトメトリ-法による尿中有形成分測定	(30)	*14	
(注1)	同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。			
(注2)	当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する			

D003 糞便検査				
1	潜血反応検査	9	*15	
2	糞便中虫卵検出(集卵法)	15		
	糞便中ウロビリリン	15		
	糞便中ウロビリノゲン	15		
3	糞便塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。)	20	*16	
4	糞便中虫体検出	23		
5	糞便中脂質	25		
6	糞便中ヘモグロビン定性	37	*15・17	

区分	検査項目名	新	旧	注
7	糞便中虫卵培養検査	40		
8	糞便中ヘモグロビン	42		*15・18
9	糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン	57	60	
10	糞便中キモトリプシン	80		

D004 穿刺液・採取液検査				
1	胃酸度測定	15		
2	ヒューナー検査	20		
3	胃液又は十二指腸液一般検査	55		*19
4	髄液一般検査	62	65	*20
5	精液一般検査	70		*21
6	頸管粘液検査	75		*22
7	子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ定性	100		*23
	涙液中総IgE定性	100	—	*24
8	子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ	135		*25
9	腔分泌液中乳酸脱水素酵素(LD)半定量	170		*26
10	マイクロナブルテスト	200		*27
11	関節液中コンドロカールシン	300		*28
12	羊水中肺サーファクタントアポ蛋白(SP-A)	380		*29
13	IgGインデックス	460		*30
14	髄液オリゴクローナルバンド	560		*30
15	髄液MBP	620		*30
16	髄液蛋白免疫学的検査 区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数。			
17	髄液塗抹染色標本検査 区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査の例により算定した点数。			
18	その他 検査の種類により区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数。 (注) 区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。			*8

D004-2 悪性腫瘍組織検査				
1	悪性腫瘍遺伝子検査	2,000		*31・32・33
2	抗悪性腫瘍剤感受性検査(HDRA法又はCD-DST法)	2,000		*34・35

血液学的検査

D005 血液形態・機能検査				
1	赤血球沈降速度 (注) 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	(9)		*36
2	網赤血球数	12		
3	血液浸透圧	15		
	鼻汁喀痰中好酸球検査	15		
4	好酸球数	17		*37
5	末梢血液像 (注) 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ27点を加算する	18		*37・38・39
6	末梢血液一般検査	21	22	*41
7	血中微生物検査	40		
8	赤血球抵抗試験	45		*42
9	自己溶血試験	50		
	血液粘稠度	50		
	ヘモグロビンA _{1c} (HbA _{1c})	50		*43
10	ヘモグロビンF(HbF)	60		
11	動的赤血球膜物性検査	130		
12	デオキシシジミキナーゼ(TK)活性	240		*44
13	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)	250		*45
14	骨髄像 (注) 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ40点を加算する。	880	500	*38・39
15	モノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞検査(一連につき)	1,000		*46

区分	検査項目名	新	旧	注
D006 出血・凝固検査				
1	出血時間		15	*47
2	プロトロンビン時間	18	15	*48
	凝固時間		18	
	トロンボテスト	18	29	
3	血餅収縮能		19	
	毛細血管抵抗試験		19	
4	フィブリノゲン		23	
	クリオフィブリノゲン検査		23	
5	トロンビン時間		25	
6	蛇毒試験		28	
	トロンボエラストグラフ		28	
	ヘパリン抵抗試験	28	29	
7	活性化部分トロンボプラスチン時間		29	
	ヘパプラスチンテスト		29	
8	血小板凝集能		50	*49
9	血小板粘着能		65	
10	アンチトロンビンⅢ		70	
11	フィブリン分解産物(FDP)		80	
	プラスミン		80	
	全血凝固溶解時間測定(Ratnoff法等)		80	
	血清全プラスミン測定法(血清SK活性化プラスミン値)		80	
	プラスミン活性値		80	
	α ₁ -アンチトリプシン		80	
	α ₁ -アンチトリプシン		80	
12	フィブリンモノマー複合体定性	95	100	
13	プラスミノゲン		100	
	凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)		100	
14	フィブリノゲン分解産物		120	*51
15	D-Dダイマー定性		140	
	α ₂ -マクログロブリン		140	
	アンチプラスミン		140	
	フォン・ウィルブランド因子活性		140	
16	PIVKAII		150	*52
	D-Dダイマー		150	
17	凝固因子インヒビター		160	*53
	フォン・ウィルブランド因子抗原		160	
18	プロテインS		170	
	α ₂ -プラスミンインヒビター・プラスミン複合体		170	
19	血小板第4因子(PF ₄)		180	
	β-トロンボグロブリン		180	
20	トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体(TAT)		200	*55
	プロトロンビンフラグメントF1+2		200	
21	トロンボモジュリン		215	*56
22	フィブリンモノマー複合体		240	*55・57
	凝固因子(Ⅱ, V, VII, VIII, IX, X, XI, XII, XIII)		240	
23	プロテインC		260	
	tPA・PAI-1複合体		260	
24	フィブリノヘパタイド		300	
(注)	患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から24までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。			
	血液凝固包括(部分)			
	イ 3項目又は4項目		530	
	ロ 5項目以上		750	
D006-2 血液細胞核酸増幅同定検査(造血管腫瘍核酸増幅同定検査)				
	血液細胞核酸増幅同定検査(造血管腫瘍核酸増幅同定検査)		2,000	*58・59
(注)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。			
D006-3 Major bcr-abl mRNA核酸増幅検査				
	Major bcr-abl mRNA核酸増幅検査		1,200	*60

区分	検査項目名	新	旧	注	
D006-4 遺伝学的検査					
	遺伝学的検査	4,000	2,000	*61・62・63	
D006-5 染色体検査(すべての費用を含む。)					
	染色体検査(すべての費用を含む。)	2,600	2,000	*64・65	
(注)	分染法を行った場合は、400点を加算する				
D006-6 免疫関連遺伝子再構成					
	免疫関連遺伝子再構成		2,400	*66・67	
D006-7 WT1mRNA核酸増幅検査等					
	WT1mRNA核酸増幅検査		2,000	*68	
	サイトケラチン(CK)19mRNA		2,000	— *69	
	UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型		2,000	— *70	
生化学的検査(I)					
D007 血液化学検査					
1	総ビリルビン		11	*71	
	直接ビリルビン		11	*71	
	総蛋白		11	*72	
	アルブミン		11	*72	
	尿素窒素(BUN)		11		
	クレアチニン		11		
	尿酸		11		
	アルカリホスファターゼ		11		
	コリンエステラーゼ(ChE)		11		
	γ-グルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GT)		11		
	中性脂肪		11		
	ナトリウム及びクロール		11	*73	
	カリウム		11		
	カルシウム		11	*74	
	マグネシウム		11		
	膠質反応		11	*75	
	クレアチン		11		
	グルコース		11		
	乳酸脱水素酵素(LD)		11		
	酸ホスファターゼ		11		
	エステル型コレステロール		11		
	アミラーゼ		11		
	ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)		11		
	クレアチン・ホスホキナーゼ(CK)		11		
	アルドラーゼ		11		
	遊離コレステロール		11		
	鉄		11	*76	
		試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査		11	
	2	リン脂質		15	
	3	遊離脂肪酸		16	
	4	HDL-コレステロール		17	*77
		前立腺酸ホスファターゼ		17	
		P及びHPO ₄		17	*78
		総コレステロール		17	*77
		アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)		17	
	アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)		17		
5	LDL-コレステロール		18	*77	
	蛋白分画		18	*72	
6	銅		23	24	
7	リパーゼ		24		
8	イオン化カルシウム		26	27 *74	
9	マンガン		27	*79	
10	ムコ蛋白		29	30	
11	ケトン体		31	32 *80	
	不飽和鉄結合能(UIBC)		31	80 *76	
	総鉄結合能(TIBC)		31	85 *76	
12	アデニンデアミナーゼ		32		
13	グアナーゼ		35		

区分	検査項目名	新	旧	注
14	リボプロテイン	45		
15	有機モノカルボン酸	48		* 81
	胆汁酸	48		* 82
	アルカリホスファターゼ・アインザイム	48		
	アミラーゼ・アインザイム	48		
	γ-GT・アインザイム	48		
	乳酸脱水素酵素・アインザイム	48		
	重炭酸塩	48		* 83
16	AST・アインザイム	49	50	
17	アンモニア	50		
	リボ蛋白分画(アガロース法)	50		
18	CK・アインザイム	55		
	グリオアルブミン	55		* 84-85
19	コレステロール分画	57	60	
20	カタラーゼ	60		
	ケトン体分画	60		* 80
21	レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ(L-CAT)	70		
22	G-6-PDH	80		
	リボ蛋白分画(ポリアクリルアミドディスク電気泳動法)	80		
	1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)	80		* 84
	グリオコール酸	80		
23	CK-MB	90		
24	膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)	95	100	* 86
	乳酸脱水素酵素・アインザイム1型	95	100	* 87
	アポリボ蛋白	95	100	* 88
25	シスチンアミノペプチダーゼ(CAP)	100		
26	ヘパリン	110		* 89
	リボ蛋白(a)	110	120	* 90
27	心筋トロポニンI	120		
	シアル化糖鎖抗原KL-6	120		* 91
	フェリチン	120		
	アルコール	120		
	ペントシジン	120		* 92
	イヌリン	120		* 93
28	サーファクタントプロテインA(SP-A)	130		* 91
	心筋トロポニンT(定性、定量)	130		
	ガラクトース	130		
	アルミニウム	130		
	シスタチンC	130		* 94-95
29	サーファクタントプロテインD(SP-D)	140		* 91
30	血液ガス分析	(150)		* 83-96-97
	亜鉛	150		
	ミオグロビン	150		
	ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)	150		* 98
	P-III-P	150		
	IV型コラーゲン	150		* 99
	アルブミン非結合型ビリルビン	150		* 100
	ビリルビン酸キナーゼ(PK)	150		
31	アンジオテンシンI転換酵素(ACE)	160		
	IV型コラーゲン・7S	160		* 99
	ビタミンB12	160		
32	葉酸	170		
33	アルカリホスファターゼ・アインザイム(ポリアクリルアミドディスク電気泳動法)	180	190	* 101
34	アセトアミノフェン	190		* 102
	膵分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)	190		* 103
	ヒアルロン酸	190		* 104
	心室筋ミオシン軽鎖I	190		* 105
35	レムナント様リボ蛋白(RLP)コレステロール	200		* 106
	トリプシン	200		* 86
	MDA-LDL	200		* 107
36	赤血球コプロポルフィリン	210		
	膵ホスホリパーゼA2(膵PLA2)	210		
37	リボ蛋白リパーゼ	230		* 108

区分	検査項目名	新	旧	注
37	肝細胞増殖因子(HGF)	230		* 109
	CKアインフォーム	230		* 110
	プロリルヒドロキシラーゼ(PH)	230		
38	2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性	250		* 111
	膵分泌液中α-フェト蛋白	250		* 112
39	ビタミンB1	270	290	
40	赤血球プロトポルフィリン	280		
	ビタミンB2	280		
41	プロカルシトニン(PCT)	320		* 113
42	ビタミンC	330		
43	1,25ジヒドロキシビタミンD3(1,25(OH)2D3)	400		* 114
(注)	患者から1回採取した血液を用いて本区分の1から9までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。			* 115
	生化学包括(部分)			
	イ 5項目以上7項目以下	95	100	
	ロ 8項目又は9項目	104	109	
	ハ 10項目以上	123	129	
	(注)入院中の患者について算定した場合は、初回に限り20点を加算する。			* 116

生化学的検査(Ⅱ)

D008 内分泌学的検査				
1	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性	55		*117-118
2	11-ヒドロキシコルチコステロイド(11-OHCS)	60		
	17-ヒドロキシコルチコステロイド(17-OHCS)	60		
3	17-ケトステロイド(17-KS)	70		
	ホモバニール酸(HVA)	70		
4	バニールマンデル酸(VMA)	90		
5	5-ヒドロキシインドール酢酸(5-HIAA)	95		
6	プロラクチン(PRL)	100		
7	レニン活性	110	115	* 119
8	トリヨードサイロニン(T3)	115		
	甲状腺刺激ホルモン(TSH)	115		
	ガストリン	115		
	レニン定量	115		* 119
9	サイロキシン(T4)	120		
	インスリン(IRI)	120		
10	成長ホルモン(GH)	125		
	卵巣刺激ホルモン(FSH)	125		
	C-ペプチド(CPR)	125		* 120
	黄体形成ホルモン(LH)	125		* 121
11	ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)	140		* 122
	サイロキシン結合能(TBC)	140		
	遊離サイロキシン(FT4)	140		
	抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価	140		* 123
	遊離トリヨードサイロニン(FT3)	140		
	コルチゾール	140		
	アルドステロン	140		
	サイロキシン結合蛋白(TBG)	140		
	テストステロン	140		
	サイログロブリン	140		
	ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)	140		* 124
12	ヒト胎盤性ラクターゲン(HPL)	150		
	ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)	150		* 118-126
	ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ(HCGβ)分画	150		* 117-118-125
	グルカゴン	150		
	カルシトニン	150		
13	I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)	160		* 127-128
	酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ(TRACP-5b)	160	—	* 129-130
14	オステオカルシン	170		* 128-131
	骨型アルカリホスファターゼ(BAP)	170		* 132
	尿中βクロスラプス	170		* 133
	セクレチン	170		

区分	検査項目名	新	旧	注
14	プロジェステロン	170		
	低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)	170		
	遊離テストステロン	170		
	βクロスラプス(尿を除く。)	170		*134・135
	低カルボキシル化オステオカルシン(ucOC)	170		
15	サイクリックAMP(c-AMP)	180		
	エストリオール(E ₃)	180		*136
	エストロジェン	180		*136
	副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント(C-PTHrP)	180	190	*137
16	副甲状腺ホルモン(PTH)	190		
	カテコールアミン分画	190		
	DHEA-S	190		
17	尿中デオキシビリジノリン	200		*127・128
	副甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP)	200		*137
	17-ケートジェニックステロイド(17-KGS)	200		
	エストラジオール(E ₂)	200		*136
18	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)	220		
	17-ケートジェニックステロイド分画(17-KGS分画)	220		
	カテコールアミン	220		
	17-ケートステロイド分画(17-KS分画)	220		
	エリスロポエチン	220		*138
	17α-ヒドロキシプロジェステロン	220		*139
	抗IA-2抗体	220		*140
	プレグナンジオール	220		
19	メタネフリン	240		
	ソマトメジンC	240		*144
	ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)	240		*141
	メタネフリン・ノルメタネフリン分画	240		
	アルギニンバップレッシン	240		
20	プレグナントリオール	250		
	ノルメタネフリン	250		*142
21	インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)	280		*143・144
(注)	患者から1回に採取した血液を用いて本区分の10から21までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。			
	内分泌包括(部分)			
	イ 3項目以上5項目以下	410		
	ロ 6項目又は7項目	630		
	ハ 8項目以上	900		

D009 腫瘍マーカー				
1	尿中BTA	80		*145
2	癌胎児性抗原(CEA)	115		*146
	α-フェトプロテイン(AFP)	115		
	組織ポリペプチド抗原(TPA)	115		
	扁平上皮癌関連抗原(SCC抗原)	115		
3	DUPAN-2	130		*146
	NCC-ST-439	130		
	CA15-3	130		*147
	前立腺酸ホスファターゼ抗原	130	140	
4	エラスターゼ1	135		
5	PSA	140		*148
	CA19-9	140	150	
6	塩基性フェトプロテイン(BFP)	150		
	CA72-4	150		
	CA-50	150		
	SPan-1抗原	150		
	シアリルTn抗原	150		
	神経特異エノラーゼ(NSE)	150		
	PIVKAII	150		
7	尿中NMP22	160		*149・150・151
	シアリルLe ^x -i(SLX)抗原	160		
	CA125	160		*152
	尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量	160	—	*151・153・154
8	シアリルLe ^x (CSLEX)抗原	170		*147
	フリーPSA/トータルPSA比	170		*155

区分	検査項目名	新	旧	注
8	BCA225	170		
	I型プロコラーゲン-C-プロペプチド	170		*156
	I型コラーゲン-C-テロペプチド	170		*157
	SP1	170		
	血清中抗p53抗体	170		*158
9	サイトケラチン19フラグメント	180		*159
	ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)	180		*160
10	尿中遊離型フコース	190		*146・161
	CA602	190		*152
	AFPのレクチン反応性による分画比(AFP-L ₃ %)	190		*162
	CA54/61	190		
	癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)	190		*163
11	γ-セミノプロテイン	200		
	CA130	200		*152
	尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コア(HCGβ-CF)	200	210	*164
12	膝癌胎児性抗原(POA)	220		
13	乳頭分泌液中CEA	320		*165・167
	乳頭分泌液中HER2タンパク	320		*166・167
	血清中HER2タンパク	320		*168
14	インターロイキン2受容体(IL-2R)	460		*169
(注1)	診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している患者については算定しない。			
(注2)	患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から14までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。			*170
	腫瘍マーカー(部分)			
	イ 2項目	230		
	ロ 3項目	290		
	ハ 4項目以上	420		

D010 特殊分析				
1	尿中糖分析	38	40	
2	結石分析	120		
3	チロシン	200		*171
4	総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比	300		*172
5	アミノ酸			*173
	イ 1種類につき	320		
	ロ 5種類以上	1,300		
6	アミノ酸分析(定性)	350		
7	脂肪酸分画	450		
8	先天性代謝異常症検査	(1,200)		*174
	(注)当該保険医療機関内において、当該検査を行った場合に患者1人につき月1回に限り算定する。			

免疫学的検査

D011 免疫血液学的検査				
1	ABO血液型	21		
	Rh(D)血液型	21		
2	クームス試験			
	イ 直接	30		
	ロ 間接	34		
3	Rh(その他の因子)血液型	160		*175
4	赤血球不規則抗体検査	170		*176
	(注)胸部手術、心・脈管手術、腹部手術又は帝王切開術等を行った場合に算定する			
5	α-D-Nアセチルガラクトサミンルトランスフェラーゼ活性及びα-D-ガラクトシルトランスフェラーゼ活性	200		
6	PAIgG(血小板関連IgG)	210		*177
7	ABO血液型重型	260		
8	抗血小板抗体検査	270		

D012 感染症免疫学的検査				
1	梅毒脂質抗原使用検査(定性)	15		*178

区分	検査項目名	新	旧	注
1	抗ストレプトリジンO価 (ASO価)		15	
2	トキソプラズマ抗体価 (半定量)		27	
3	抗ストレプトキナーゼ価 (ASK価)		29	
4	TPHA試験 (定性)		32	
	マイコプラズマ抗体価		32	
5	抗連鎖球菌多糖体抗体 (ASP)		34	
	梅毒脂質抗原使用検査		34	*178
6	TPHA試験	53	55	
7	アデノウイルス抗原 (定性)		60	*179
	迅速ウレアーゼ試験		60	*180
8	ロタウイルス抗原		65	*179
9	ヘリコバクター・ピロリ抗体 (定性、半定量)		70	*180・181・182
	クラミジア・ニューモニエIgG抗体価		70	
10	クラミジア・ニューモニエIgA抗体価		75	
11	クロストリジウム・ディフィシル抗原		80	
	ウイルス抗体価 (半定量) (1項目当たり)		80	*183
	(注) 同一検体についてウイルス抗体価の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する。			
	ヘリコバクター・ピロリ抗体		80	*184
	百日咳菌抗体価 (半定量)		80	
12	HTLV-I抗体価 (半定量)		85	*185
13	トキソプラズマ抗体価		95	
	トキソプラズマIgM抗体価		95	
14	抗デオキシリボヌクレアーゼB価 (ADNaseB)		100	
	抗溶連菌エステラーゼ抗体 (ASE)		100	
15	抗抗酸菌抗体価		120	*186
	HIV-1抗体価		120	*187
16	HIV-1,2抗体価		130	*187・188
17	A群β溶連菌迅速試験		140	*189
	ノイラミニダーゼ		140	*190・191
18	髄液又は尿中肺炎球菌抗原		150	
	髄液又は尿中ヘモフィルスインフルエンザb型抗原		150	
	インフルエンザウイルス抗原		150	*192・193・194
	カンジダ抗原		150	*195
	糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原		150	
	RSウイルス抗原		150	*196
	FTA-ABS試験		150	
19	D-アラビニトール		160	*197
	抗クラミジア・ニューモニエIgM抗体価		160	*198
20	大腸菌O157LPS抗原		170	*199・200
	クラミジアトラコマチス抗原		170	*201・202
	アスペルギルス抗原		170	*203
	マイコプラズマ抗原 (咽頭内)	170	180	
21	淋菌抗原同定検査		180	*204
	大腸菌O157LPS抗体		180	*199
	単純ヘルペスウイルス特異抗原		180	*205
	大腸菌抗原同定検査	180	190	*206
22	クリプトコックス・ネオフォルマンズ抗原		190	
	HTLV-I抗体価		190	
23	ブルセラ凝集反応		210	
	アデノウイルス抗原		210	
	尿中肺炎球菌莢膜抗原		210	*207
	抗アニサキスIgG・A抗体価		210	*208
	レプトスピラ抗体価		210	*209
24	ツツガムシ抗体価		220	*210
	グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価		220	*211・212
	(1→3)-β-D-グルカン		220	*213・214
	サイトメガロウイルス抗体価	220	230	*215
25	赤痢アメーバ抗体価		230	
	グロブリンクラス別ウイルス抗体価		230	*216・217・218
	(注) 同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価の測定を行った場合は、2項目を限度として算定する。			
26	尿中レジオネラ抗原		240	*219
	上皮細胞中水痘ウイルス抗原		240	
27	エンドキシン検査		270	
	抗ボレリア・ブルグドルフェリ抗体価		270	

区分	検査項目名	新	旧	注
28	HIV-1抗体価 (ウエスタンブロット法)		280	*220
29	百日咳菌抗体価		300	
	結核菌群抗原		300	
	ダニ特異IgG抗体価		300	*221
	ワイルフェリックス反応		300	*222
30	HIV-2抗体価 (ウエスタンブロット法)		380	*220
31	白血球中サイトメガロウイルスpp65抗原		410	*223
32	HTLV-I抗体価 (ウエスタンブロット法)		450	*224
33	HIV抗原		600	*225

D013 肝炎ウイルス関連検査

区分	検査項目名	新	旧	注
1	HBs抗原 (定性、半定量)		29	*226
2	HBs抗体価 (半定量)		32	*227
3	HBs抗原	90	95	
	HBs抗体価	90	95	
4	HBe抗原		110	
	HBe抗体価		110	
5	HCV抗体価 (定性、定量)		120	
	HCVコア蛋白質		120	*228
6	HBc抗体価		150	*229
	IgM-HA抗体価		150	*230
	HA抗体価		150	*230
	IgM-HBc抗体価		150	*229
	HCVコア抗体価		150	
7	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価	160	170	
8	HCV特異抗体価測定による群別判定		240	*231
9	B型肝炎ウイルスコア関連抗原 (HBcrAg)		290	*232・233
10	デルタ肝炎ウイルス抗体価		330	
11	HCV特異抗体価		340	
	(注) 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から11までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。 肝炎ウイルス包括 (部分)			
	イ 3項目		290	
	ロ 4項目		360	
	ハ 5項目以上	494	520	

D014 自己抗体検査

区分	検査項目名	新	旧	注
1	寒冷凝集反応		11	
2	リウマトイド因子		30	*234
3	サイロイドテスト		37	
	マイクロゾームテスト		37	
4	Donath-Landsteiner試験 (寒冷溶血反応)		55	
5	LEテスト	68	70	
6	抗核抗体価 (蛍光抗体法を除く。)		110	
	インスリン抗体		110	
7	抗核抗体価 (蛍光抗体法)	115	120	
8	抗ガラクトース欠損IgG抗体価		120	*235
	マトリックスメタロプロテイナーゼ-3 (MMP-3)		120	*234
9	抗Jo-1抗体		150	
	抗サイログロブリン抗体		150	
	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体		150	*236
	抗RNP抗体		150	
10	抗Sm抗体		170	
	抗SS-A/Ro抗体		170	
	抗SS-B/La抗体		170	
	抗Scl-70抗体		170	
	C ₁ q結合免疫複合体		170	*234
11	抗DNA抗体価		180	
12	抗セントロメア抗体		190	*237
13	モノクローナルRF結合免疫複合体		200	*234
14	C ₃ d結合免疫複合体		210	*234
	IgG型リウマチ因子		210	*234
	抗シトリン化ペプチド抗体		210	*238・239
	抗ミトコンドリア抗体	210	230	
15	抗カルジオリピンβ ₂ グリコプロテインI (抗CLβ ₂ GPI) 複合体抗体		230	*240

区分	検査項目名	新	旧	注
15	抗LKM-1抗体		230	*241・242
16	抗カルジオリピン抗体		250	*240
	TSHレセプター抗体		250	*243
17	血清中抗デスモグレイン3抗体		270	*244・245
	血清中抗BP180NC16a抗体		270	*246
18	ループスアンチコアグラント		290	*247
	細胞質性抗好中球細胞質抗体価		290	
	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)		290	*248
	抗糸球体基底膜抗体		290	*249
19	血清中抗デスモグレイン1抗体		300	*250・251
20	TSH刺激性レセプター抗体(TSAb)		350	*243
21	IgG4	400	—	*252
22	抗GM1IgG抗体		460	*253
	抗GQ1bIgG抗体		460	*254
23	抗アセチルコリンレセプター抗体価		900	*255
24	グルタミン受容体自己抗体		1,000	*256
(注)	本区分の9及び10に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。			
	自己抗体包括(部分)			
	イ 2項目		320	
	ロ 3項目以上		490	

D015 血漿蛋白免疫学的検査				
1	C反応性蛋白(CRP)定性		16	
	C反応性蛋白(CRP)		16	
2	赤血球コロボルフィリン定性		30	
	G-6-Pase		30	
3	G-6-PDH定性		34	
	赤血球プロトボルフィリン定性		34	
4	血清補体価(CH50)		38	
	免疫グロブリン		38	*257
5	クリオグロブリン		42	
6	血清アミロイドA(SAA)蛋白		48	*258
7	トランスフェリン		60	*259
8	補体蛋白(C3)		70	*259
	補体蛋白(C4)		70	*259
9	セルロプラスミン		90	
10	非特異的IgE		100	
11	特異的IgE		110	
	(注) 特異的IgE検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点を限度として算定する。			
12	β ₂ -マイクログロブリン(β ₂ -m)		115	
	プレアルブミン		115	
13	レチノール結合蛋白(RBP)		140	
14	α ₁ -マイクログロブリン		150	
	ハプトグロビン(型補正を含む。)		150	
15	C ₃ プロアクチベータ		160	
16	アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)		170	*260
17	ヘモベキシン		180	
18	血中APRスコア		200	*261
	アトピー鑑別試験		200	*262
	ヒトTARC	200	—	*263
19	頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチン		210	*264
20	尿蛋白免疫電気泳動		220	
21	免疫電気泳動法(同一検体に対して一連につき)		240	*265
22	C ₁ インアクチベータ		290	
23	免疫グロブリンL鎖κ/λ比		340	*265・266
24	結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン-γ	600	420	*267

D016 細胞機能検査				
1	表面免疫グロブリン(一連につき)		170	
2	顆粒球機能検査(種目数にかかわらず一連につき)		200	
3	フローサイトメトリー法によるT細胞・B細胞百分率検査		210	

区分	検査項目名	新	旧	注
3	モノクローナル抗体法によるT細胞サブセット検査(一連につき)	210	220	
4	顆粒球スクリーニング検査(種目数にかかわらず一連につき)		220	*268
5	フローサイトメトリーのTwo-color分析法による赤血球検査	270	290	*269
6	リンパ球幼若化検査(一連につき)	350	290	*270

微生物学的検査

D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査				
1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	42	32	*271
	(注) 集菌塗抹法を行った場合には、集菌塗抹法加算として、所定点数に32点を加算する。			
2	保温装置使用アメーバ検査		45	*271
3	その他のもの	40	25	*271

D018 細菌培養同定検査				
1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	140	130	*272
2	消化管からの検体	140	130	*272
3	血液又は穿刺液	150	130	*272
4	泌尿器又は生殖器からの検体	130	120	*272
5	その他の部位からの検体	120	110	*272
6	簡易培養検査	60	55	*273
(注)	1から6までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、80点を加算する。			*274

D019 細菌薬剤感受性検査				
1	1菌種	140	130	*275
2	2菌種	180	170	*275
3	3菌種以上	230	220	*275

D019-2 酵母様真菌薬剤感受性検査				
	酵母様真菌薬剤感受性検査	130	120	*276

D020 抗酸菌分離培養検査				
1	抗酸菌分離培養検査1	200	150	*277
2	抗酸菌分離培養検査2	180	140	*277

D021 抗酸菌同定検査				
	抗酸菌同定検査(種目数にかかわらず一連につき)	290	280	*278

D022 抗酸菌薬剤感受性検査				
	抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)	300	—	*279
(注)	4薬剤以上使用した場合に限り算定する。			

D023 微生物核酸同定・定量検査				
1	白血球中細菌核酸同定検査(1菌種当たり)		130	
2	淋菌核酸同定検査		210	*280
	クラミジアトラコマチス核酸同定検査		210	*281
3	HBV核酸定量検査		290	*282
4	淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査		300	*283
5	DNAポリメラーゼ		310	
6	HCV核酸同定検査		360	*284
	HPV核酸同定検査	360	—	*285
(注)	HPV核酸同定検査については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-USと判定された患者に対して行った場合に限り算定する			
7	抗酸菌群核酸同定検査		410	*286
	結核菌群核酸同定検査		410	*287
8	マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー核酸同定検査		430	*288
9	HCV核酸定量検査		450	*289
	血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査		450	*290
	ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査		450	*291

区分	検査項目名	新	旧	注
9	SARSコロナウイルス核酸増幅同定検査	450		*292
10	HIV-1核酸定量検査 (注)検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、130点を加算する。	520		*293
11	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査	550		*294
12	HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査	6,000		*295

D023-2 その他の微生物学的検査				
1	黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')	55		*296
2	尿素呼吸試験	70		*297
3	腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査	150		*298
4	大腸菌ベロトキシン検査	200		*299

D024 動物使用検査				
	動物使用検査	170		*300
(注)	使用した動物の費用として動物の購入価格を10円で除して得た点数を加算する。			

■ 基本的検体検査実施料

D025 基本的検体検査実施料(1日につき)				
1	基本的検体検査実施料(4週間以内)	140		*301
2	基本的検体検査実施料(4週間超え)	110		*301
(注1)	特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。			
(注2)	次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。 イ 尿中一般物質定性半定量検査 ロ 尿中特殊物質定性定量検査 ハ 尿沈渣顕微鏡検査 ニ 糞便検査 ホ 穿刺液・採取液検査 ヘ 血液形態・機能検査 ト 出血・凝固検査 チ 血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査) リ 血液化学検査 ヌ 免疫血液学的検査 ABO血液型及びRh(D)血液型 ル 感染症免疫学的検査 梅毒脂質抗原使用検査(定性)、抗ストレプトリジンO価(ASO)価、トキソプラズマ抗体価(半定量)、梅毒脂質抗原使用検査、TPHA試験、TPHA試験(定性)及びHIV-1抗体価 ヲ 肝炎ウイルス関連検査 HBs抗原(定性、半定量)、HBs抗体価(半定量)、HBs抗原、HBs抗体価、HCV抗体価(定性、定量)及びHCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価 ワ 自己抗体検査 寒冷凝集反応及びリウマトイド因子 カ 血漿蛋白免疫学的検査 C反応性蛋白(CRP)定性、C反応性蛋白(CRP)、血清補体価(CH ₅₀)及び免疫グロブリン コ 微生物学的検査			
(注3)	療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については適用しない。			

■ 検体検査判断料

D026 検体検査判断料				
1	尿・糞便等検査判断料	34		*302
2	血液学的検査判断料	125		*302
3	生化学的検査(I)判断料	144		*302
4	生化学的検査(II)判断料	144		*302
5	免疫学的検査判断料	144		*302
6	微生物学的検査判断料	150		*302
(注1)	検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D027に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。			
(注2)	注1の規定にかかわらず、区分番号D000に掲げる尿中一般物質定性半定量検査の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。			

区分	検査項目名	新	旧	注
(注3)	検体検査管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者(検体検査管理加算(II)、検体検査管理加算(III)及び検体検査管理加算(IV)については入院中の患者に限る。)1人につき月1回に限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、いずれかの検体検査管理加算を算定した場合には、同一月において他の検体検査管理加算は、算定しない。 イ 検体検査管理加算(Ⅰ) 40点 ロ 検体検査管理加算(Ⅱ) 100点 ハ 検体検査管理加算(Ⅲ) 300点 ニ 検体検査管理加算(Ⅳ) 500点			
(注4)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査を実施し、その結果について患者又はその家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、患者1人につき月1回に限り、所定点数に500点を加算する。			

■ 病理学的検査料

N000 病理組織標本作製			
	病理組織標本作製(1臓器につき)	880	

N001 電子顕微鏡病理組織標本作製(1臓器につき)			
	電子顕微鏡病理組織標本作製(1臓器につき)	2,000	

N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製			
1	エストロゲンレセプター	720	
2	プロゲステロンレセプター	690	
3	HER2タンパク	690	
4	EGFRタンパク	690	—
5	その他(1臓器につき)	400	350
(注1)	1及び2の病理組織標本作製を同一月に実施した場合は、主たる病理組織標本作製の所定点数に180点を加算する。		
(注2)	5について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、所定点数に1,600点を加算する。		

N003 術中迅速病理組織標本作製			
	術中迅速病理組織標本作製(1手術につき)	1,990	
(注)	基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うときに限り算定する。		

N003-2 術中迅速細胞診			
	術中迅速細胞診(1手術につき)	450	
(注)	テレパソロジーにより行う場合には、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うときに限り算定する。		

N004 細胞診			
1	婦人科材料等によるもの	150	
2	穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの	190	

N005 HER2遺伝子標本作製			
	HER2遺伝子標本作製	2,500	

N006 病理診断料			
1	組織診断料	500	—
2	細胞診断料	240	—
(注)	1については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、区分番号N000に掲げる病理組織標本作製、区分番号N001に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、区分番号N002に掲げる免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製若しくは区分番号N003に掲げる術中迅速病理組織標本作製により作製された組織標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。		

区分	検査項目名	新	旧	注
(注2)	2については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、区分番号N003-2に掲げる術中迅速細胞診若しくは区分番号N004に掲げる細胞診の2により作製された標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。			
(注3)	当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づき診断を行った場合は、区分番号N000からN004までに掲げる病理標本作製料は、別に算定できない。			

N007 病理判断料				
	病理判断料	150	146	
(注1)	行われた病理標本作製の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。			
(注2)	区分番号N006に掲げる病理診断料を算定した場合には、算定しない。			

超音波検査等

D217 骨塩定量検査				
1	DEXA法による腰椎撮影	360		*303
	(注) 同一日にDEXA法により大腿骨撮影を行った場合には、大腿骨同時撮影加算として、所定点数に90点を加算する。			
2	MD法	140		*303
	SEXA法等	140		*303
3	超音波法	80		*303
(注)	検査の種類にかかわらず、患者1人につき4月に1回を限りに算定する。			

負荷試験等

D286 肝及び腎のクリアランステスト				
	肝及び腎のクリアランステスト	150		*304
(注1)	検査に当たって、尿管カテーテル法、膀胱尿道ファイバースコープ又は膀胱尿道鏡検査を行った場合は、区分番号D318に掲げる尿管カテーテル法、D317に掲げる膀胱尿道ファイバースコープ又はD317-2に掲げる膀胱尿道鏡検査の所定点数を併せて算定する。			
(注2)	検査に伴って行った注射、採血及び検体測定のコストは、所定点数に含まれるものとする。			

D287 内分泌負荷試験				
1	下垂体前葉負荷試験			
	イ 成長ホルモン(GH) (一連として)	1,200		
	(注) 患者1人につき月2回に限り算定する。			
	ロ ゴナドトロピン(LH及びFSH) (一連として月1回)	1,600		
	ハ 甲状腺刺激ホルモン(TSH) (一連として月1回)	1,200		
	ニ プロラクチン(PRL) (一連として月1回)	1,200		
	ホ 副腎皮質刺激ホルモン(ACTH) (一連として月1回)	1,200		
2	下垂体後葉負荷試験 (一連として月1回)	1,200		
3	甲状腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200		
4	副甲状腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200		
5	副腎皮質負荷試験			
	イ 鉱質コルチコイド (一連として月1回)	1,200		
	ロ 糖質コルチコイド (一連として月1回)	1,200		
6	性腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200		
(注1)	1月に3,600点を限度に算定する。			
(注2)	負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定のコストは、採血回数及び測定回数にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。			

D288 糖負荷試験				
1	常用負荷試験(血糖及び尿糖検査を含む。)	200		*305
2	耐糖能精密検査(常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合)	900		*305
3	グルカゴン負荷試験	900		*305
(注)	注射、採血及び検体測定のコストは、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。			

区分	検査項目名	新	旧	注
D289 その他の機能テスト				
1	脾機能テスト(PFDテスト)		100	
2	肝機能テスト(ICG1回又は2回法、BSP2回法)		100	
	ビリルビン負荷試験		100	
	馬尿酸合成試験		100	
	フィッシュバーグ		100	
	水利尿試験		100	
	アジスカウント(Addis尿沈渣定量検査)		100	
	モーゼンタール法		100	
	キシローゼ試験		100	
	ヨードカリ試験		100	
3	胆道機能テスト		700	
	胃液分泌刺激テスト		700	
4	セクレチン試験		3,000	
(注)	検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視のコストは、すべて所定点数に含まれるものとする。			

指導管理料

B001 特定疾患治療管理料				
2	特定薬剤治療管理料			
	ジギタリス製剤		470	
	テオフィリン		470	
	特定薬剤治療管理料不整脈用剤			
	プロカインアミド		470	
	N-アセチルプロカインアミド		470	
	ジソピラミド		470	
	キニジン		470	
	アプリンジン		470	
	リドカイン		470	
	塩酸ビルジカイニド		470	
	プロパフェノン		470	
	メキシレチン		470	
	フレカイニド		470	
	コハク酸シベンゾリン		470	
	ビルメノール		470	
	アミオダロン		470	
	抗てんかん剤		470	
	ハロペリドール製剤		470	
	ブロムペリドール製剤		470	
	リチウム製剤		470	
	アミノ配糖体抗生物質(入院中の患者)		470	
	グリコペプチド系抗生物質(入院中の患者)			
	バンコマイシン		470	
	テイコブラニン		470	
	免疫抑制剤			
	シクロスポリン		470	
	タクロリムス水和物		470	
	サリチル酸系製剤		470	
	メトレキサート		470	
(注1)	ジギタリス製剤又は抗てんかん剤を投与している患者、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者その他別に厚生労働大臣が定める患者に対して、薬物血中濃度を測定して計画的な治療管理を行った場合に算定する。			
(注2)	同一の患者につき特定薬剤治療管理料を算定すべき測定及び計画的な治療管理を月2回以上行った場合においては、特定薬剤治療管理料は1回に限り算定することとし、第1回の測定及び計画的な治療管理を行ったときに算定する。			
(注3)	ジギタリス製剤の急速飽和を行った場合又はてんかん重積状態の患者に対して、抗てんかん剤の注射等を行った場合は、所定点数にかかわらず、1回に限り740点を特定薬剤治療管理料として算定する。			
(注4)	抗てんかん剤又は免疫抑制剤を投与している患者以外の患者に対して行った薬物血中濃度の測定及び計画的な治療管理のうち、4月以降のものについては、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。			
(注5)	てんかんの患者であって、2種類以上の抗てんかん剤を投与されているものについて、同一暦月に血中の複数の抗てんかん剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、当該管理を行った月において、2回に限り所定点数を算定できる。			

区分	検査項目名	新	旧	注
(注6)	臓器移植後の患者に対して、免疫抑制剤の投与を行った場合は、臓器移植を行った日の属する月を含め3月に限り、所定点数に2,740点を加算し、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者以外の患者に対して、特定薬剤治療管理に係る薬剤の投与を行った場合は、1回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、所定点数に280点を加算する。			
3	悪性腫瘍特異物質治療管理料			
	イ 尿中BTAに係るもの		220	
	ロ その他のもの			
	(1)1項目の場合		360	
	(2)2項目以上の場合		400	
(注1)	イについては、悪性腫瘍の患者に対して、尿中BTAに係る検査を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。			
(注2)	ロについては、悪性腫瘍の患者に対して、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカーに係る検査(注1に規定する検査を除く。)のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。			
(注3)	注2に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理に係る腫瘍マーカーの検査を行った場合は、1回目の悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り、ロの所定点数に150点を加算する。ただし、当該月の前月に腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合は、この限りでない。			
(注4)	注1に規定する検査及び治療管理並びに注2に規定する検査及び治療管理を同一月に行った場合にあっては、ロの所定点数のみにより算定する。			
(注5)	腫瘍マーカーの検査に要する費用は所定点数に含まれるものとする。			
(注6)	注1及び注2に規定されていない腫瘍マーカーの検査及び計画的な治療管理であって特殊なものに要する費用は、注1又は注2に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び治療管理のうち、最も近似するものの所定点数により算定する。			
15	慢性維持透析患者外来医学管理料		2,305	
(注1)	入院中の患者以外の慢性維持透析患者に対して検査の結果に基づき計画的な医学管理を行った場合に、月1回に限り算定する。			
(注2)	第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D026に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、生化学的検査(II)判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。			
	イ 尿中一般物質定性半定量検査			
	ロ 尿沈渣顕微鏡検査			
	ハ 糞便検査 潜血反応検査、糞便中ヘモグロビン定性			
	ニ 血液形態・機能検査 赤血球沈降速度、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像			
	ホ 出血・凝固検査 出血時間、凝固時間			
	ヘ 血液化学検査 総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素(BUN)、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸脱水素酵素(LD)、アルカリホスファターゼ、コリンエステラーゼ(ChE)、アミラーゼ、 γ -グルタミルトランスぺプチダーゼ(γ -GT)、ロイシンアミノぺプチダーゼ(LAP)、クレアチン・ホスホキナーゼ(CK)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、鉄、マグネシウム、P及びHPO ₄ 、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)、遊離脂肪酸、グリコアルブミン、1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)、1,25ジヒドロキシビタミンD ₃ (1,25(OH) ₂ D ₃)、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鉄結合能(UIBC)、総鉄結合能(TIBC)、蛋白分画、血液ガス分析、アルミニウム、フェリチン、シスタチンC、ベントジジン			
	ト 内分泌学的検査 トリヨードサイロニン(T ₃)、サイロキシン(T ₄)、甲状腺刺激ホルモン(TSH)、副甲状腺ホルモン(PTH)、遊離トリヨードサイロニン(FT ₃)、C-ペプチド(CPR)、遊離サイロキシン(FT ₄)、カルシトニン、ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)			
	チ 感染症免疫学的検査 梅毒脂質抗原使用検査(定性)、梅毒脂質抗原使用検査			
	リ 肝炎ウイルス関連検査 HBs抗原、HBs抗体価、HCV抗体価(定性、定量)			
	又 血漿蛋白免疫学的検査			

区分	検査項目名	新	旧	注
	C反応性蛋白(CRP)、血清補体価(CH ₅₀)、免疫グロブリン、補体蛋白(C ₃)、補体蛋白(C ₄)、トランスフェリン、 β 2-マイクログロブリン(β 2-m)			
	ル 心電図検査			
	ヲ 写真診断 単純撮影(胸部)			
	ヾ 撮影 単純撮影(胸部)			

B001-3 生活習慣病管理料				
1	保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合			
	イ 脂質異常症を主病とする場合		650	
	ロ 高血圧症を主病とする場合		700	
	ハ 糖尿病を主病とする場合		800	
2	1以外の場合			
	イ 脂質異常症を主病とする場合		1,175	
	ロ 高血圧症を主病とする場合		1,035	
	ハ 糖尿病を主病とする場合		1,280	
(注1)	許可病床数が200床未満の病院又は診療所である保険医療機関において、脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者(入院中の患者を除く。)に対して、患者の同意を得て治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、糖尿病を主病とする場合にあっては、区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定しているときは、算定できない。			
(注2)	生活習慣病管理を受けている患者に対して行った第1部医学管理等(区分番号B001の20に掲げる糖尿病併症管理料を除く。)、第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断の費用は、生活習慣病管理料に含まれるものとする。			
(注3)	糖尿病を主病とする患者(2型糖尿病の患者であってインスリン製剤を使用していないものに限る。)に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行った場合は、年1回に限り所定点数に500点を加算する。			

B001-4 手術前医学管理料				
	手術前医学管理料		1,192	

B001-5 手術後医学管理料				
	手術後医学管理料(1日につき)			
1	病院の場合		1,188	
2	診療所の場合		1,056	

- * 1: 検体検査を行った場合は試験の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る判断料は算定できない。
- * 2: ア 尿中一般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンプル若しくは錠剤を用いて検査する場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定する場合をいい、検査項目、方法にかかわらず、1回につき所定点数により算定する。
イ 尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量の検査項目は、次のとおりである。
(イ) 比重
(ロ) pH
(ハ) 蛋白
(ニ) 糖
(ホ) ウロビリノゲン
(ヘ) ウロビリリン
(ト) ビリルビン
(チ) アセトン体(ケトン体)
(リ) 潜血
(ス) 試験紙法による尿細菌検査
(ル) 食塩検査
(ヲ) 試験紙法による白血球検査
(ワ) アルブミン
- * 3: 尿中一般物質定性半定量検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる。
- * 4: [5]の先天性代謝異常症の尿スクリーニングテストとは、次に掲げる物質の定性半定量検査及び反応検査をいう。
ア 塩化第2鉄反応(フェニルケトン体及びアルカプトン体の検出を含む。)
イ 酸性ムコ多糖類
ウ システイン、シスチン等のSH化合物
エ ヒスチジン
オ メチルマロン酸
カ ミロン反応
キ イサチン反応
ク ベネディクト反応
- * 5: [6]の尿中ポルフィリン症スクリーニングテストとして、Watson-Schwartz反応、Rimington反応又はDeanand Barnes反応を行った場合は、それぞれ所定点数を算定する。
- * 6: [10]の尿中マイクロトランスフェリン、尿中マイクロアルブミン及び[14]の尿中IV型コラーゲンは、糖尿病又は糖尿病性早期腎症患者であって微量アルブミン尿を疑うもの(糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。)に対して行った場合に、3か月に1回に限り算定できる。なお、これらを同時に行った場合は、主たるもののみ算定する。
- * 7: [11]の尿中ミオイノシトールは、空腹時血糖が110mg/dL以上126mg/dL未満の患者に対し、耐糖能診断の補助として、尿中ミオイノシトールを測定した場合に1年に1回に限り算定できる。ただし、既に糖尿病と診断されている場合は、算定できない。
- * 8: 同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査(I)又は生化学的検査(II)に掲げる検査項目につきそれぞれを実施した場合の、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液のそれぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するのではなく、血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数により、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取による検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点数を別途算定する。
- * 9: 蛋白質とクレアチニンの比を測定する目的で試験紙により実施した場合は、[16]のその他による尿中クレアチニン検査として算定し、その判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「1」の尿・糞便等検査判断料を算定する。
- * 10: 尿沈渣顕微鏡検査の所定点数は、赤血球、白血球、上皮細胞、各種円柱、顆円柱、粘液系、リポイド、寄生虫等の無染色標本検査の全ての費用を含む。
- * 11: 尿沈渣顕微鏡検査は、区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査若しくは区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められて実施した場合に算定すること。
- * 12: 尿沈渣顕微鏡検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
- * 13: 尿路系疾患が強く疑われる患者について、診療所が尿沈渣顕微鏡検査を衛生検査所等に委託する場合であって、当該衛生検査所等が採尿後4時間以内に検査を行い、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合は、所定点数を算定できる。
- * 14: 本測定は区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査若しくは区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細胞、円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する
- * 15: [6]の糞便中ヘモグロビン定性又は[8]の糞便中ヘモグロビンと[1]の潜血反応検査を同時に実施した場合には、[6]又は[8]の所定点数のみ算定する。
- * 16: 糞便中の細菌、原虫検査は、区分番号「D017」排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査により算定する。
- * 17: ヘモグロビン検査を免疫クロマト法にて行った場合は、[6]の糞便中ヘモグロビン定性により算定する。
- * 18: ヘモグロビン検査を金コロイド凝集法による定量法にて行った場合は、[8]の糞便中ヘモグロビンにより算定する。
- * 19: [3]の胃液又は十二指腸液一般検査の所定点数には、量、色調、混濁、粘液量、臭気、酸度測定、ペプシン及び乳酸定量、ラブ酵素の証明、蛋白質の呈色反応(ニンヒドリン反応、ビウレット反応等)、毒物、潜血、虫卵、ウロビリリン体の定性定量、コレステリン体の定量、液に含まれる物質の定性半定量の検査等の費用が含まれる。
- * 20: [4]の髄液一般検査の所定点数には、外見、比重、ノンネアベルト、パンティ、ワイヒプロート等のグロブリン反応、トリプトファン反応、細胞数、細胞の種類判定及び蛋白、グルコース、ビリルビン、ケトン体等の定性半定量の検査等が含まれる。
- * 21: [5]の精液一般検査の所定点数には、精液の量、顕微鏡による精子の数、奇形の有無、運動能等の検査の全ての費用が含まれる。
- * 22: [6]の頭管粘液検査の所定点数には、量、粘稠度、色調、塗抹乾燥標本による顕微鏡検査(結晶、細菌、血球、腔上皮細胞等)等の費用が含まれる。
- * 23: [7]の子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ定性は、赤色ラテックス着色法により、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して測定した場合に算定する。
- * 24: [7]の涙液中総IgE定性は、アレルギー性結膜炎の診断の補助を目的として判定した場合に月1回に限り算定できる
- * 25: [8]の子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼは、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して行った場合に算定する。
- * 26: [9]の腔分泌液中乳酸脱水素酵素(LD)半定量のためのタンポンによる検体採取に係る費用は、所定点数に含まれる。
- * 27: [10]のマイクロバブルテストは妊娠中の患者又は新生児の患者に対して週に1回に限り算定できる。
- * 28: [11]の関節液中コンドロカリンは、EIA法によるが、エックス線所見で明らかに変形性関節症又は慢性関節リウマチが診断できる場合は算定できない。
- * 29: [12]の羊水中肺サーファクタントアポ蛋白(SP-A)を妊娠中に実施する場合には、糖尿病を合併しない場合は妊娠満33週より前の時期において1回に限り算定でき、糖尿病を合併する場合は満32週より前の時期において1回に限り算定でき、満32週以降においては週1回に限り算定できる。
- * 30: [13]のIgGインデックス、[14]の髄液オリゴクローナルバンド及び[15]の髄液MBPは、多発性硬化症の診断の目的で行った場合に算定する。
- * 31: [1]の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌におけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査、膀胱癌におけるK-ras遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Flt1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査、家族性非ポリポーシス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。
- * 32: [1]の悪性腫瘍遺伝子検査を算定するに当たっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 33: [1]の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
- * 34: [2]の抗悪性腫瘍剤感受性検査は、胃悪性腫瘍に対する区分番号「K655」胃切除術、区分番号「K655-2」腹腔鏡下胃切除術、区分番号「K655-4」噴門胃胃切除術、区分番号「K657」胃全摘術又は区分番号「K657-2」腹腔鏡下胃全摘術であって、日本胃癌学会の胃癌取扱い規約により根治度Cの結果であったものにおいて採取された摘出腫瘍組織を検体とし、HDRA法又はCD-DST法を用いて、胃悪性腫瘍の抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。
- * 35: 当該検査の対象となる抗悪性腫瘍剤は、細胞毒性を有する薬剤であって胃悪性腫瘍に適応を有するものに限る。また、当該検査に係る薬剤の費用は、所定点数に含まれる。
- * 36: [1]の赤血球沈降速度は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数に

- より算定する。
- * 37: 同一検体について、「4」の好酸球数及び「5」の末梢血液像の検査を行った場合は、「5」の末梢血液像の所定点数のみを算定する。
 - * 38: 「5」の末梢血液像及び「14」の骨髓像の検査については、少なくともリンパ球、単球、好中球、好酸球、好塩基球の5分類以上の同定・比率計算を行った場合に算定する。
 - * 39: 「5」の末梢血液像及び「14」の骨髓像の検査に当たって、位相差顕微鏡又は蛍光顕微鏡を用いた場合であっても所定点数により算定する。また、末梢血液像の検査の際に赤血球直径の測定を併せて行った場合であっても、所定点数により算定する。
 - * 40: 「5」の「注」及び「14」の「注」にいう特殊染色は、次のとおりである。
 - ア オキシダーゼ染色
 - イ ペルオキシダーゼ染色
 - ウ アルカリホスファターゼ染色
 - エ バス染色
 - オ 鉄染色(ジデロプラスト検索を含む。)
 - カ 超生体染色
 - キ 脂肪染色
 - ク エステラーゼ染色
 - * 41: 「6」の末梢血液一般検査は、赤血球数、白血球数、血色素測定(Hb)、ヘマトクリット値(Ht)、血小板数の全部又は一部を行った場合に算定する。
 - * 42: 「8」の赤血球抵抗試験は、次のとおりである。
 - ア シュガーウォーターテスト
 - イ ハムテスト
 - ウ クロスビーテスト
 - エ パルバート法
 - オ サンフォード法
 - * 43: 「9」のヘモグロビンA_{1c}(HbA_{1c})、区分番号「D007」血液化学検査の「18」のグリオアルブミン又は同区分「22」の1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)のうちいずれかを同一月中に併せて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
 - * 44: 「12」のデオキシシチジンキナーゼ(TK)活性は、造血器腫瘍の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
 - * 45: 「13」のターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)は、白血病又は悪性リンパ腫の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
 - * 46: 「15」のモノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞検査はモノクローナル抗体を用いて蛍光抗体法、酵素抗体法、免疫ロゼット法等により白血病細胞又は悪性リンパ腫細胞の表面抗原又は細胞内抗原の検索を実施して病型分類を行った場合に算定できる。
 - ア 対象疾病は白血病、悪性リンパ腫等である。
 - イ 検査に用いられるモノクローナル抗体は、医薬品として承認されたものであり、検査に当たって用いたモノクローナル抗体の種類、回数にかかわらず、一連として所定点数を算定する。
 - * 47: 出血時間測定時の耳袋採血料は、「1」の出血時間の所定点数に含まれる。
 - * 48: 「2」のトロンボテストと「2」のプロトロンビン時間を同時に施行した場合は、主たるもののみ算定する。
 - * 49: 「8」の血小板凝集能を測定するに際しては、その過程で血小板数を測定することから、区分番号「D005」血液形態・機能検査の「6」の末梢血液一般検査の所定点数を別に算定することはできない。
 - * 50: 「13」の凝固因子インヒビター定性(クロスミキシング試験)は、原因不明のプロトロンビン時間延長又は活性化部分トロンボプラスチン時間延長がみられる患者に対して行った場合に限り算定できる。
 - * 51: 「14」のフィブリノゲン分解産物は、「11」のフィブリン分解産物(FDP)が異常値を示した場合に実施したときのみ算定できる。
 - * 52: 「16」のPIVKA IIは、出血・凝固検査として行った場合に算定する。
 - * 53: 「17」の凝固因子インヒビターは、第Ⅷ因子又は第Ⅸ因子の定量測定を行った場合に、それぞれの測定1回につきこの項で算定する。
 - * 54: 「17」のフォン・ウィルブラント因子抗原は、SRID法、ロケット免疫電気泳動法等によるものである。
 - * 55: フィブリンモノマー複合体、「20」のトロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体(TAT)及び「20」のプロトロンビンフラグメントF1+2のうちいずれか複数を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
 - * 56: 「21」のトロンボモジュリンは、膠原病の診断若しくは経過観察又はDIC若しくはそれに引き続いて起こるMOF観察のために測定した場合のみ算定できる。
 - * 57: 「22」のフィブリンモノマー複合体は、DIC、静脈血栓症又は肺動脈血栓症の診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。
 - * 58: 血液細胞核酸増幅同定検査は、PCR法、LCR法又はサザンプロット法により行
- い、2月に1回を限度として算定できる。
 - * 59: 区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
 - * 60: Major bcr-abl mRNA核酸増幅検査は、TMA法により測定した場合に限り算定できる。
 - * 61: 遺伝学的検査は以下の遺伝子疾患が疑われる場合に行うものとし、患者1人につき1回算定できる。
 - ア デュシェンヌ型筋ジストロフィー
 - イ ベッカー型筋ジストロフィー
 - ウ 福山型先天性筋ジストロフィー
 - エ 栄養障害型表皮水疱症
 - オ 家族性アミロイドーシス
 - カ 先天性QT延長症候群
 - キ 脊髄性筋萎縮症
 - ク 中枢神経白質形成異常症
 - ケ ムコ多糖症Ⅰ型
 - コ ムコ多糖症Ⅱ型
 - サ ゴーシェ病
 - シ ファブリ病
 - ス ボンベ病
 - セ ハンチントン舞蹈病
 - ソ 球脊髄性筋萎縮症
 - * 62: アからクまでに掲げる遺伝子疾患の検査は、PCR法、DNAシーケンス法、FISH法又はサザンプロット法による。ケからスまでに掲げる遺伝子疾患の検査は、酵素活性測定法、DNAシーケンス法又は培養法による。セ及びソに掲げる遺伝子疾患の検査は、PCR法による。
 - * 63: 検査の実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月)及び関係学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン」(平成15年8月)を遵守すること。
 - * 64: 染色体検査の所定点数には、フィルム代、現像代、引伸印画像製代を含む。
 - * 65: 染色体検査の「注」の分染法加算については、その種類、方法にかかわらず、1回の算定とする。
 - * 66: 免疫関連遺伝子再構成は、PCR法、LCR法又はサザンプロット法により、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った場合に、6月に1回を限度として算定できる。
 - * 67: 区分番号「D004-2」の悪性腫瘍組織検査の「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
 - * 68: WT1mRNA核酸増幅検査は、リアルタイムRT-PCR法により、急性骨髄性白血病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。
 - * 69: サイトケラチン(CK)19mRNAは、術前の画像診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所属リンパ節中のサイトケラチン(CK)19mRNAの検出によるリンパ節転移診断の補助を目的として、OSNA(One-Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場合に、一連につき1回限り算定する。
 - * 70: UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インバーダー法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
 - * 71: 抱合型ビリルビンを測定した場合は、「1」の直接ビリルビンの所定点数を算定する。
 - * 72: 「5」の蛋白分画、「1」の総蛋白及びアルブミンを併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。
 - * 73: 「1」のナトリウム及びクロールについては、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。
 - * 74: 「1」のカルシウム及び「8」のイオン化カルシウムを同時に測定した場合には、いずれか一方についてのみ所定点数を算定する。
 - * 75: 「1」の膠質反応については、反応の種類ごとに所定点数を算定する。なお、次に掲げる検査については、膠質反応又は膠質反応に類似した検査としてこの項により所定点数を算定できる。
 - ア 硫酸亜鉛試験(クンケル反応)(ZTT)
 - イ チモール混濁反応(TTT)
 - * 76: 直接比色法による総鉄結合能(TIBC)及び不飽和鉄結合能(UIBC)は「1」の鉄に準じて算定する。直接比色法による総鉄結合能(TIBC)、直接比色法による不飽和鉄結合能(UIBC)、「11」の総鉄結合能(TIBC)と「11」の不飽和鉄結合能(UIBC)を同時に実施した場合は、主たる点数を算定する。
 - * 77: 「4」のHDL-コレステロール、「4」の総コレステロール及び「5」のLDL-コレステ

ルールを併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。

- * 78: 「4」のP及びHPO₄については、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。
- * 79: 「9」のマンガンは、1月以上(胆汁排泄能の低下している患者については2週間以上)高カロリー静脈栄養が行われている患者に対して、3月に1回に限り算定することができる。
- * 80: 「11」のケトン体及び「20」のケトン体分画の検査を併せて実施した場合は、ケトン体分画の所定点数のみ算定する。
- * 81: 「15」の有機モノカルボン酸については、グルタチオン、乳酸、ピルビン酸及び α -ケトグルタル酸の各物質の測定を行った場合に、それぞれの測定ごとに所定点数を算定する。
- * 82: 肝胆道疾患の診断の目的で尿中硫酸抱合型胆汁酸測定を酵素法により実施した場合は、「19」のコレステロール分画に準じて算定する。ただし、「15」の胆汁酸を同時に測定した場合には、いずれか一方の所定点数のみを算定する。
- * 83: 同一検体について「15」の重炭酸塩及び「30」の血液ガス分析の検査を併せて行った場合は、血液ガス分析の所定点数のみ算定する。
- * 84: 区分番号「D005」血液形態・機能検査の「9」のヘモグロビンA_{1c}(HbA_{1c})、本区分「18」のグリコアルブミン又は「22」の1,5アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)のうちいずれかを同一月中に合わせて2回以上実施した場合は、1月に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
- * 85: 「18」のグリコアルブミンは、HPLC(2カラム)、HPLC(1カラム)・発色法、アフィニティークロマトグラフィー・免疫比濁法によるグリコアルブミン測定装置を用いて測定した場合、EIA法又は酵素法により測定した場合に所定点数を算定する。
- * 86: 「24」の膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)と「35」のトリプシンを同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- * 87: 「24」の乳酸脱水素酵素・アミノザイム1型は酵素学的阻害法による。
- * 88: 「24」のアポリipoproteinは、A I、A II、B、C II、C III及びEのうち3項目以上測定した場合に、所定点数を算定する。
- * 89: 「26」のヘパリンの血中濃度測定においては、同一の患者につき1月以内に当該検査を2回以上行った場合においては、算定は1回とし、第1回の測定を行ったときに算定する。
- * 90: 「26」のリポ蛋白(a)は、3月に1回を限度として算定できる。
- * 91: 「27」のシアル化糖鎖抗原KL-6、「28」のサーファクタント蛋白(SP-A)及び「29」のサーファクタント蛋白(SP-D)のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。シアル化糖鎖抗原KL-6は、EIA法、ECLIA法又はラテックス凝集比濁法により、サーファクタント蛋白(SP-A)及びサーファクタント蛋白(SP-D)は、EIA法による。
- * 92: 「27」のペントシジンは、「1」の尿素窒素(BUN)又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下(糖尿病性腎症によるものを除く)が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「28」のシスタチンCを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 93: 「27」のイヌリンは、「1」の尿素窒素(BUN)又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、「1」のクレアチニン(腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 94: 「28」のシスタチンCは、EIA法、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又はネフロメトリー法により実施した場合のみ算定できる。
- * 95: 「28」のシスタチンCは、「1」の尿素窒素(BUN)又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「27」のペントシジンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 96: 「30」の血液ガス分析の所定点数には、ナトリウム、カリウム、クロール、pH、PO₂、PCO₂及びHCO₃の各測定を含むものであり、測定項目数にかかわらず、所定点数により算定する。なお、同時に行ったヘモグロビンについては算定しない。
- * 97: 「30」の血液ガス分析は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合のみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみ場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。なお、在宅酸素療法を実施している入院施設を有しない診療所が、緊急時に必要、かつ、密接な連携を取り得る入院施設を有する他の保険医療機関において血液ガス分析を行う場合であって、採血後、速やかに検査を実施し、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合にあっては算定できるものとする。
- * 98: 「30」のヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)はELISA法又は免疫クロマト法により、急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。ただし、ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)と「30」のミオグロビンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 99: 「30」のIV型コラーゲン又は「31」のIV型コラーゲン-7Sは、「37」のプロリロヒドロキシラーゼ(PH)又は「30」のP-III-Pと併せて行った場合には、一方の所定点数のみ算定する。
- * 100: 「30」のアルブミン非結合型ビリルビンは、診察及び他の検査の結果から、核黄疸に進展するおそれがある新生児である患者に対して、生後2週間以内に経過観察を行う場合に算定する。
- * 101: 「33」のアルカリホスファターゼ・アミノザイム(ポリアクリルアミドディスク電気泳動法)及び区分番号「D008」内分泌学的検査の「14」の骨型アルカリホスファターゼ(BAP)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 102: 「34」のアセトアミノフェンは、同一の患者につき1月以内に2回以上行った場合は、第1回の測定を行ったときに1回に限り算定する。
- * 103: 「34」の脳分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)は、免疫クロマト法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。「34」の脳分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)及び区分番号「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「19」の頸髄液分泌液中胎児性フィブロネクチンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 104: 「34」のヒアルロン酸は、サンドイッチバインディングプロテインアッセイ法、¹²⁵Iによる競合法を用いたバインディングプロテインアッセイ法、LA法測定機器を用いるもの又はLBA法による。ただし、本検査は慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる。
- * 105: 「34」の心室筋ミオシン軽鎖IIは、同一の患者につき同一日に当該検査を2回以上行った場合は、1回のみ算定する。
- * 106: 「35」のレムナント様リポ蛋白(RLP)コレステロールは免疫吸着法・酵素法又は酵素法により実施し、3月に1回を限度として算定できる。
- * 107: 「35」のMDA-LDLは、冠動脈疾患既往歴のある糖尿病患者で、冠動脈疾患発症に関する予後予測の補助の目的で血清中のMDA-LDLを測定する場合に3月に1回に限り算定できる。ただし、糖尿病患者の経皮的冠動脈形成術治療時に、治療後の再狭窄に関する予後予測の目的で測定する場合、上記と別に術前1回に限り算定できる。
- * 108: 「37」のリポ蛋白リパーゼは、高トリグリセリド血症及びLPL欠損症が疑われる場合の鑑別のために測定した場合のみ算定できる。また、ヘパリン負荷が行われた場合、投与したヘパリンは区分番号「D500」の薬剤として算定できるが、注射料は算定できない。
- * 109: 「37」の肝細胞増殖因子(HGF)はELISA法により、肝炎にて劇症化が疑われる場合又は劇症肝炎の経過観察に用いた場合のみ算定する。
- * 110: 「37」のCKアイソフォームは、免疫阻害法により実施し、同時に測定される「1」のクレアチン・ホスホキナーゼ(CK)の費用は別に算定できない。
- * 111: 「38」の2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性は、ウイルス血症を伴う慢性活動性肝炎患者のインターフェロン製剤の投与量及び治療効果の判定に用いた場合に算定する。
- * 112: 「38」の脳分泌液中 α -フェト蛋白は色素免疫測定法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として実施した場合に算定する。
- * 113: 「41」のプロカシトニン(PCT)は、敗血症(細菌性)を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。ただし、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「27」のエンドトキシン検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 114: 「43」の1,25ジヒドロキシビタミンD₃(1,25(OH)₂D₃)は、ラジオレセプターアッセイ法、RIA法又はELISA法により、慢性腎不全、特発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、ビタミンD依存症I型若しくは低リン血症性ビタミンD抵抗性くる病の診断時又はそれらの疾患に対する活性型ビタミンD₃剤による治療中に測定した場合にのみ算定できる。なお、活性型ビタミンD₃剤による治療開始後1月以内においては2回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。
- * 115: 血液化学検査の注に掲げる検査と併せて、血液化学検査の注に掲げる検査を準用することが認められている検査を行った場合は、当該検査も注に掲げる項目数の算定に含める。
- * 116: 血液化学検査の注のハの注に規定する10項目以上の包括点数を算定する場合の入院時初回加算は、入院時に初めて行われる検査は項目数が多くなることにかんがみ、血液化学検査の注に掲げる検査を10項目以上行った場合に、入院時初回検査に限り20点を加算するものであり、入院後初回の検査以外の検査において10項目以上となった場合にあっては、当該加算点数は算定できない。また、基本的検体検査実施料を算定している場合にあっては、当該加算点数は算定できない。
- * 117: 「1」のヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性及び「12」のヒト絨毛性ゴナドトロピン β (HCG β)分画は、免疫学的妊娠試験に該当するものである。
- * 118: 「12」のヒト絨毛性ゴナドトロピン β (HCG β)分画、「1」のヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性又は「12」のヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- * 119: 「7」のレニン活性と「8」のレニン定量を併せて行った場合は、一方の所定点数のみ算定する。

- * 120: 「10」のC-ペプチド(CPR)を同時に血液及び尿の両方の検体について測定した場合は、血液の場合の所定点数のみを算定する。
- * 121: 「10」の黄体形成ホルモン(LH)はLA法等による。
- * 122: ア 「11」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)は、心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。
イ 1週間以内に「11」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)及び「19」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
ウ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日(「11」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)又は「19」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日)を記載する。
- * 123: 「11」の抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価は、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対し、1型糖尿病の診断に用いた場合に算定できる。
- * 124: ア 「11」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)は、心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月に1回に限り算定する。
イ 1週間以内に「11」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)、「11」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)及び「19」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
ウ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日(「11」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)又は「19」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日)を記載する。
- * 125: 「12」のヒト絨毛性ゴナドトロピンβ(HCGβ)分画は、HCG産生腫瘍患者に対して測定した場合のみ算定できる。
- * 126: 「12」のヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)は、HCG-LH検査(試験管法)を含むものである。
- * 127: 「13」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)及び「17」の尿中デオキシピリジノリンは、原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6月以内の薬剤効果判定時に1回に限り、また薬剤治療方針を変更したときは変更後6月以内に1回に限り算定できる。
- * 128: 「13」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)、「14」のオステオカルシン又は「17」の尿中デオキシピリジノリンを併せて実施した場合は、いずれか1つのみ算定する。
- * 129: 「13」の酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ(TRACP-5b)は、代謝性骨疾患及び骨転移(代謝性骨疾患や骨折の併発がない肺癌、乳癌、前立腺癌に限る)の診断補助並びに治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に6月以内に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後6月以内に1回に限り算定できる。
- * 130: 本検査を「13」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)、「14」のオステオカルシン、「17」の尿中デオキシピリジノリンと併せて実施した場合にいずれか1つのみ算定する。
なお、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査に基づいて計画的な治療管理を行った場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。
- * 131: 「14」のオステオカルシンは、続発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺機能亢進症による副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術後の治療効果判定に際して実施した場合のみ算定できる。
- * 132: 「14」の骨型アルカリホスファターゼ(BAP)及び区分番号「D007」血液化学検査の「33」のアルカリホスファターゼ・アインザイム(ポリアクリルアミドディスク電気泳動法)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 133: 「14」の尿中βクロスラプスは、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。
- * 134: 「14」のβクロスラプス(尿を除く)は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。
- * 135: 「14」の尿中βクロスラプスと併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 136: 「15」のエストロゲンについては、「15」のエストジオール(E₂)又は「17」のエストラジオール(E₂)と同時に実施した場合は算定できない。
- * 137: 「15」の副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント(C-PTHrP)又は「17」の副甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP)は、高カルシウム血症の鑑別並びに悪性腫瘍に伴う高カルシウム血症に対する治療効果の判定のために測定した場合のみ算定する。
- * 138: 「18」のエリスロポエチンは、赤血球増加症の鑑別診断及び重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断のために行った場合に算定する。
- * 139: 「18」の17α-ヒドロキシprogesteroneは、先天性副腎皮質過形成症の精密検査又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- * 140: 「18」の抗IA-2抗体は、すでに糖尿病の診断が確定し、かつ、「11」の抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価の結果、陰性が確認された30歳未満の患者に対し、1型糖尿病の診断に用いた場合に算定する。なお、当該検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 141: 1週間以内に「19」のヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)、「11」のヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)及びヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- * 142: 「20」のノルメタネフリンは、褐色細胞腫の診断又は術後の効果判定のために行った場合に算定し、「19」のメタネフリンを併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
- * 143: 「21」のインスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)は、成長ホルモン分泌不全症の診断と治療開始時の適応判定のために実施した場合に算定できる。なお、成長ホルモン分泌不全症の診断については、厚生省脳下垂体障害研究班「成長ホルモン分泌不全性低身長症診断の手引き」を、治療開始時の適応判定については(財)成長科学協会「ヒト成長ホルモン治療開始時の適応基準」を参照すること。
- * 144: インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)を「19」のソマトメジンCと併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 145: 「1」の尿中BTAは、膀胱癌であると既に確定診断がされた患者に対して、膀胱癌再発の診断のために、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「イ」を算定する。
- * 146: 尿中遊離型fコース、「2」の癌胎児性抗原(CEA)、「3」のDUPAN-2のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- * 147: 「8」のシアリルLe^x(CSLEX)抗原は、診療及び他の検査の結果から乳癌の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定する。シアリルLe^x(CSLEX)抗原と「3」のCA15-3を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 148: 「5」のPSAは、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行った場合に、前立腺癌の診断の確定又は転移の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。ただし、PSAの検査結果が4.0ng/mL以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を上限として算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 149: 「7」の尿中NMP22は、区分番号「D002」尿沈渣顕微鏡検査により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
- * 150: 「7」の尿中NMP22については、尿路上皮癌の診断が確定した後にを行った場合であっても、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。
- * 151: 「7」の尿中NMP22及び尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- * 152: 「7」のCA125、「11」のCA130、「10」のCA602のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- * 153: 「7」の尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量は、区分番号「D002」尿沈渣顕微鏡検査により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
- * 154: 「7」の尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量は、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。
- * 155: 「8」のフリーPSA/トータルPSA比は、診療及び他の検査(PSA等)の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
- * 156: 「8」のI型プロコラーゲン-C-プロペプチドは、前立腺癌であると既に確定診断された患者に対して、骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。
- * 157: 「8」のI型コラーゲン-C-テロペプチド、区分番号「D008」内分泌学の検査の「13」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)又は同区分「17」の尿中デオキシピリジノリンは、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

- * 158: 「8」の血清中抗p53抗体は、食道癌、大腸癌又は乳癌が強く疑われる患者に対して行った場合に月1回に限り算定できる。
- * 159: 「9」のサイトケラチン19フラグメントは、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。
- * 160: 「9」のガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)を「6」の神経特異エノラーゼ(NSE)と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
- * 161: 「10」の尿中遊離型フコースは酵素化学的測定法による。
- * 162: 同一月内に「10」のAFPのレクチン反応性による分画比(AFP-L₃%)を「2」の α -フェトプロテイン(AFP)又は「6」のPIVKA IIと併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。なお、「10」のAFPのレクチン反応性による分画比(AFP-L₃%)は、電気泳動法及び抗体親和性転写法又はLBA法による。
- * 163: 「10」の癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)は、内膜症性嚢胞を有する患者又は内膜症性嚢胞が疑われる患者について、卵巣癌が疑われる場合のみ算定できる。
- * 164: 「11」の尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コア(HCG β -CF)は、診療及び他の検査の結果から、子宮頸癌、子宮体癌又は卵巣癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に算定する。
- * 165: 「13」の乳頭分泌液中CEAは、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、乳頭分泌液中のCEAを測定した場合に算定する。
- * 166: 「13」の乳頭分泌液中HER2タンパクは、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、EIA法により、乳頭分泌液中のHER2タンパクを測定した場合に限り算定する。
- * 167: 「13」の乳頭分泌液中HER2タンパク及び「13」の乳頭分泌液中CEAを併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 168: 「13」の血清中HER2タンパクは、乳癌であると既に確定診断され、かつ、HER2タンパク過剰発現が認められている患者又は他の測定法により、HER2タンパク過剰発現の有無が確認されていない再発乳癌患者に対して、EIA法により行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。
- * 169: 「14」のインターロイキン2受容体(IL-2R)は、非ホジキンリンパ腫、ATLの診断の目的で測定した場合に算定できる。非ホジキンリンパ腫又はATLであることが既に確定診断された患者に対して、経過観察のために測定した場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」により算定する。
- * 170: 「注2」に係る規定は、本区分に掲げる血液を検体とする検査と「10」の尿中遊離型フコース、「11」の尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コア(HCG β -CF)「13」の乳頭分泌液中CEA又は「13」の乳頭分泌液中HER2タンパクを同一日に行った場合にも、適用する。
- * 171: 「3」のチロシン測定は、酵素法による。
- * 172: 「4」の総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比は、酵素法による。
- * 173: フェニールアラニン又はヒスチジンを服用させ血清又は尿中のフェニールアラニン又はヒスチジンの定量検査を行った場合は、それぞれ1回の測定につき「5」により算定し、使用した薬剤は、区分番号「D500」薬剤により算定する。
- * 174: 「8」の先天性代謝異常症検査は、臨床症状・検査所見・家族歴等から先天性有機酸代謝異常症等が強く疑われた患者に対し、ガスクロマトグラフィー・マススペクトロメトリーを用いて診断を行った場合に算定する。
- * 175: 「3」のRh(その他の因子)血液型については、同一検体による検査の場合は因子の種類及び数にかかわらず、所定点数を算定する。
- * 176: 「4」の赤血球不規則抗体検査は、輸血歴又は妊娠歴のある患者に対し、第2章第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は区分番号「K877」子宮全摘術、「K879」子宮悪性腫瘍手術、「K889」子宮付属器悪性腫瘍手術(両側)、「K898」帝王切開術又は「K912」子宮外妊娠手術が行われた場合に、手術の当日に算定する。また、手術に際して輸血が行われた場合は、本検査又は区分番号「K920」輸血の「注6」に定める不規則抗体検査加算のいずれかを算定する。この場合、診療報酬明細書の摘要欄に輸血歴又は妊娠歴がある旨を記載する。
- * 177: 「6」のPAIgG(血小板関連IgG)は、特発性血小板減少性紫斑病の診断又は経過判定の目的で行った場合に算定する。
- * 178: 「1」及び「5」における梅毒脂質抗原使用検査は、従来の梅毒沈降反応(ガラス板法、VDRL法、RPR法、凝集法等)をいい、梅毒脂質抗原使用検査(定性)又は梅毒脂質抗原使用検査ごとに梅毒沈降反応を併せて2種類以上ずつ行った場合でも、それぞれ主たるもののみ算定する。
- * 179: 「7」のアデノウイルス抗原(定性)と「8」のロタウイルス抗原は糞便を試料として検査した場合に算定し、これらを同時に行った場合は、主たる検査のみ算定する。
- * 180: 「7」の迅速ウレアーゼ試験を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。
- * 181: 「9」のヘリコバクター・ピロリ抗体(定性、半定量)は、LA法、免疫クロマト法、金コロイド免疫測定法又はEIA法(簡易法)により実施した場合に算定する。
- * 182: 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。
- * 183: ウイルス抗体価(半定量)
ア 「11」のウイルス抗体価(半定量)は、治療上必要な場合に行うものとし、次に掲げるものを当該検査の対象とする。
(イ) アデノウイルス
(ロ) コクサッキーウイルス
(ハ) サイトメガロウイルス
(ニ) EBウイルス
(ホ) エコーウイルス
(ヘ) ヘルペスウイルス
(ト) インフルエンザウイルスA型
(チ) インフルエンザウイルスB型
(リ) ムンプスウイルス
(ス) パラインフルエンザウイルスI型
(ル) パラインフルエンザウイルスII型
(ヲ) パラインフルエンザウイルスIII型
(ワ) ポリオウイルスI型
(カ) ポリオウイルスII型
(コ) ポリオウイルスIII型
(タ) RSウイルス
(レ) 風疹ウイルス
(ソ) 麻疹ウイルス
(ツ) 日本脳炎ウイルス
(ネ) オーム病クラミジア
イ ウイルス抗体価に当たって、同一検体について同一ウイルスに対する複数の測定方法を行った場合であっても、所定点数のみを算定する。
ウ 単純ヘルペスウイルス及び水痘・帯状疱疹ウイルス抗体価を測定した場合はそれぞれ算定できる。
- * 184: 「11」のヘリコバクター・ピロリ抗体を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。
- * 185: 「12」のHTLV-I抗体価(半定量)は、粒子凝集法により実施した場合に算定する。
- * 186: 「15」の抗抗酸菌抗体価は、金コロイド免疫測定法又はEIA法により実施した場合に算定する。
- * 187: 診療録等から非加熱血液凝固因子製剤の投与歴が明らかならず及び診療録等が確認できないため血液凝固因子製剤の投与歴は不明であるが、昭和53年から昭和63年の間に入院し、かつ、次のいずれかに該当する者に対して、「15」のHIV-1抗体価又は「16」のHIV-2抗体価を実施した場合は、HIV感染症を疑わせる自覚症状の有無に関わらず所定点数を算定する。ただし、保険医療機関において採血した検体の検査を保健所に委託した場合は、算定しない。
ア 新生児出血症(新生児メレナ、ビタミンK欠乏症等)等の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受けた者
イ 肝硬変や劇症肝炎で入院し、出血の著しかった者
ウ 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患により大量の吐血があった者
エ 大量に出血するような手術を受けた者(出産時の大量出血も含む。)なお、間質性肺炎等後天性免疫不全症候群の疾病と鑑別が難しい疾病が認められる場合やHIVの感染に関連しやすいう性感染症が認められる場合でHIV感染症を疑わせる自覚症状がある場合は、本検査を算定できる。
- * 188: 「16」のHIV-2抗体価は、EIA法、PA法又は免疫クロマト法による。
- * 189: 「17」のA群 β 溶連菌迅速試験と区分番号「D018」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、A群 β 溶連菌迅速試験の所定点数のみを算定する。この場合において、A群 β 溶連菌迅速試験の結果が陰性のため、引き続き細菌培養同定検査を実施した場合であっても、A群 β 溶連菌迅速試験の所定点数のみ算定する。
- * 190: 「17」のノイラミニダーゼは酵素反応法により、インフルエンザウイルス感染の診断を目的として発症後48時間以内に実施した場合に限り算定する。
- * 191: 本検査と「11」のウイルス抗体価(半定量)のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又は「18」のインフルエンザウイルス抗原を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 192: 「18」のインフルエンザウイルス抗原は、発症後48時間以内に実施した場合に限り算定することができる。
- * 193: 本検査と「11」のウイルス抗体価(半定量)のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又は「17」のノイラミニダーゼを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 194: 本検査は光学的抗原抗体反応(OIA法)により実施した場合にも算定できる。
- * 195: 「18」のカンジダ抗原は、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。
- * 196: 「18」のRSウイルス抗原は、入院中の患者において当該ウイルス感染症が疑われる場合に適用する。
- * 197: 「19」のD-アラビニトールは、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で

- 行った場合に算定する。
- * 198: 「19」の抗クラミジア・ニューモニエIgM抗体価を、「9」のクラミジア・ニューモニエIgG抗体価又は「10」のクラミジア・ニューモニエIgA抗体価と併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
 - * 199: 「20」の大腸菌O157LPS抗原、「21」の大腸菌O157LPS抗体及び区分番号「D018」細菌培養同定検査の「2」の消化管からの検体によるものうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。
 - * 200: 大腸菌O157LPS抗体はLA法による。
 - * 201: 「20」のクラミジアトラコマチス抗原は、泌尿器、生殖器、結膜又は鼻咽腔内からの検体によるものであり、当該検査に係る検体採取料は所定点数に含まれる。
 - * 202: 「20」のクラミジアトラコマチス抗原(結膜又は鼻咽腔内からの検体によるもの)は、封入体結膜炎若しくはトラコマ又は乳児クラミジアトラコマチス肺炎の診断のために実施した場合に算定できる。
 - * 203: 「20」のアスペルギルス抗原はLA法又はELISA法により、侵襲性肺アスペルギルス症の診断のために実施した場合にのみ算定できる。
 - * 204: 「21」の淋菌抗原同定検査は、区分番号「D018」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、別に算定できない。
 - * 205: 「21」の単純ヘルペスウイルス特異抗原は、ヘルペスウイルスの型別確認を行った場合に算定できる。
 - * 206: 「21」の大腸菌抗原同定検査は、区分番号「D018」細菌培養同定検査により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において区分番号「D018」細菌培養同定検査の費用は別に算定できない。
 - * 207: 「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原は、免疫クロマト法により実施した場合に限り算定できる。
 - * 208: 「23」の抗アニサキスIgG・A抗体価は、腸アニサキス症、肉芽腫を伴う慢性胃アニサキス症又はアニサキス異所迷入例(肺アニサキス症等)における診断のために実施した場合のみ算定できる。
 - * 209: 「23」のレプトスピラ抗体価は、秋疫A、秋疫B、秋疫C、ワイル病、カニコローラのそれぞれについて算定する。
 - * 210: 「24」のツツガムシ抗体価は、各株ごとに算定する。
 - * 211: 「24」のグロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価は、クラミジアトラコマチス抗原検出不能又は検体採取の困難な疾患(骨盤内感染症、卵管炎、副睾丸炎、新生児・乳児肺炎等)の診断に際し、IgG抗体価又はIgA抗体価を測定した場合又は新生児・乳幼児肺炎の診断に際し、IgM抗体価を測定した場合に算定する。
 - * 212: IgG抗体価、IgA抗体価及びIgM抗体価のうち2項目以上を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
 - * 213: 「24」の(1→3)-β-D-グルカン は、発色成基質法又は比濁時間分析法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。
 - * 214: 本検査を「18」のカンジダ抗原、「19」のD-アラビニトール、「20」のアスペルギルス抗原又は「22」のクリプトコックス・ネオフォルマンズ抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
 - * 215: 「24」のサイトメガロウイルス抗体価を「25」のグロブリンクラス別ウイルス抗体価と併せて行った場合は、主たるもののみを算定する。
 - * 216: 「25」のグロブリンクラス別ウイルス抗体価は、下記の項目のウイルスのIgG型ウイルス抗体価又はIgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。ただし、「(ト)」のヒトパルボウイルスB19は、紅斑が出現している妊婦について、このウイルスによる感染症が強く疑われ、IgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。
(イ) ヘルペスウイルス
(ロ) 風疹ウイルス
(ハ) サイトメガロウイルス
(ニ) EBウイルス
(ホ) 麻疹ウイルス
(ヘ) ムンプスウイルス
(ト) ヒトパルボウイルスB19
 - * 217: 同一ウイルスについてIgG型ウイルス抗体価及びIgM型ウイルス抗体価を測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。
 - * 218: 「11」のウイルス抗体価(半定量)と併せて測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。
 - * 219: 「26」の尿中レジオネラ抗原は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して、ELISA法又は免疫クロマト法により実施した場合に限り1回を限度として算定する。
 - * 220: 「28」のHIV-1抗体価(ウエスタンブロット法)又は「30」のHIV-2抗体価(ウエスタンブロット法)は、スクリーニング検査としての「15」のHIV-1抗体価又は「16」のHIV-1,2抗体価が陽性の場合の確認診断用の検査である。
 - * 221: 「29」のダニ特異IgG抗体価は、減感作療法実施中の患者の場合に、必要な限度において算定できる。
 - * 222: 「29」のワイルフェリックス反応は、菌株ごとにそれぞれ所定点数を算定する。
 - * 223: 「31」の白血球中サイトメガロウイルスpp65抗原は免疫染色法により、臓器移植後若しくは造血幹細胞移植後の患者又はHIV感染者又は高度細胞性免疫不全の患者に対して行った場合のみ算定できる。ただし、高度細胞性免疫不全の患者については、当該検査が必要であった理由について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - * 224: 「32」のHTLV-I抗体価(ウエスタンブロット法)は、「12」のHTLV-I抗体価(半定量)又は「22」のHTLV-I抗体価によって陽性が確認された症例について、確定診断の目的で行われた場合にのみ算定する。
 - * 225: 「33」のHIV抗原は、HIV感染者の経過観察又はHIV感染ハイリスク群が急性感染症状を呈した場合の確定診断に際して測定した場合に算定する。
 - * 226: 「1」のHBs抗原(定性、半定量)は、免疫クロマト法、粒子凝集法、EIA法(簡易法)、金コロイド凝集法による。
 - * 227: 「2」のHBs抗体価(半定量)は、赤血球凝集法、粒子凝集法、EIA法(簡易法)、金コロイド凝集法による。
 - * 228: 「5」のHCVコア蛋白質は、EIA法又はIRMA法による。
 - * 229: 「6」のHBc抗体価とIgM-HBc抗体価を同時に測定した場合は、一方の所定点数を算定する。
 - * 230: 「6」のHA抗体価とIgM-HA抗体価を同時に測定した場合は、一方の所定点数のみを算定する。
 - * 231: 「8」のHCV特異抗体価測定による群別判定は、EIA法により、C型肝炎の診断が確定した患者に対して、C型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。
 - * 232: 「9」のB型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)は、B型肝炎ウイルス感染の診断の補助及び治療効果の判定の目的で、血清又は血漿中のB型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)を測定した場合に1月に1回に限り算定する。
 - * 233: 区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「3」のHBV核酸定量検査又は「5」のDNAポリメラーゼを同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
 - * 234: 「2」のリウマトイド因子、「8」の抗ガラクトース欠損IgG抗体価、「8」のマトリックスメタロプロテイナーゼ3(MMP-3)、「10」のC1q結合免疫複合体、「13」のモノクローナルRF結合免疫複合体、「14」のIgG型リウマチ因子及び「14」のC3d結合免疫複合体のうち3項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。
 - * 235: 「8」の抗ガラクトース欠損IgG抗体価は、ECLIA法又はレクチン酵素免疫測定法による。なお、「2」のリウマトイド因子を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
 - * 236: 「9」の抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体を、「3」のマイクロゾームテストと併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
 - * 237: 「12」の抗セントロメア抗体は、原発性胆汁性肝硬変又は強皮症の診断又は治療方針の決定を目的に用いた場合のみ算定できる。
 - * 238: 「14」の抗ストリン化ペプチド抗体は、関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則として1回を限度として算定できる。ただし、当該検査結果が陰性の場合においては、3月に1回に限り算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
 - * 239: 「14」の抗ストリン化ペプチド抗体、「8」の抗ガラクトース欠損IgG抗体価、「8」のマトリックスメタロプロテイナーゼ3(MMP-3)、「10」のC1q結合免疫複合体、「13」のモノクローナルRF結合免疫複合体、「14」のIgG型リウマチ因子及び「14」のC3d結合免疫複合体のうち2項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの1つに限り算定する。
 - * 240: 「16」の抗カルジオリピン抗体と「15」の抗カルジオリピンβ₂グリコプロテインI(抗CLβ₂GP I)複合体抗体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
 - * 241: 「15」の抗LKM-1抗体は、ウイルス肝炎、アルコール性肝障害及び薬剤性肝障害のいずれでもないことが確認され、かつ、抗核抗体陰性の自己免疫性肝炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。
 - * 242: 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に抗核抗体陰性である旨を記載すること。
 - * 243: 「16」のTSHレセプター抗体及び「20」のTSH刺激性レセプター抗体(TSAb)を同時に行った場合は、いずれか一方のみ算定する。
 - * 244: 「17」の血清中抗デスマグレイン3抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

- * 245: 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「19」の血清中抗アスモグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 246: 「17」の血清中抗BP180NC16a抗体は、ELISA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。
- * 247: 「18」のルーブスアンチコアグラントは、希釈ラッセル蛇毒試験法又はリン脂質中和法により、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として行った場合に限り算定する。
- * 248: 「18」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)は、ELISA法により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。
- * 249: 「18」の抗糸球体基底膜抗体は、抗糸球体基底膜抗体腎炎及びグッドパスチャー症候群の診断又は治療方針の決定を目的として行った場合に限り算定する。
- * 250: 「19」の血清中抗アスモグレイン1抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。
- * 251: 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「17」の血清中抗アスモグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 252: 「21」のIgG4は、ネフェロメトリー法による。
- * 253: 「22」の抗GMIgG抗体は、ELISA法により、進行性筋力低下又は深部腱反射低下等のギラン・バレー症候群が疑われる所見が見られる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。
- * 254: 「22」の抗GQ1bIgG抗体は、ELISA法により、眼筋麻痺又は小脳性運動失調等のフィッシャー症候群が疑われる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。
- * 255: 「23」の抗アセチルコリンレセプター抗体価は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。
- * 256: 「24」のグルタミン受容体自己抗体は、ラスマッセン脳炎、小児の慢性進行性持続性部分てんかん又はオプクローヌス・ミオクローヌス症候群の診断の補助として行った場合に、1月に1回に限り算定できる。
- * 257: 「4」の免疫グロブリンは、IgG、IgA、IgM及びIgDを測定した場合に、それぞれ所定点数を算定する。
- * 258: 「6」の血清アミロイドA(SAA)蛋白を「1」のC反応性蛋白(CRP)定性又は「1」のC反応性蛋白(CRP)と併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 259: 「8」の補体蛋白(C₃)、「8」の補体蛋白(C₄)及び「7」のトランスフェリンは、SRID法等による。
- * 260: 「16」のアレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)は細胞反応測定法により実施され、「11」の特異的IgEと同時にを行った場合であっても、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定し、特異的IgEと併せて1,430点を限度として算定する。
- * 261: 「18」の血中APRスコアは、 α_1 -酸性糖蛋白、ハプトグロビン及びCRPの3つを測定した場合に算定する。
- * 262: 「18」のアトピー鑑別試験は、12種類の吸入性アレルゲン(ヤケヒョウヒダニ、コナヒョウヒダニ、ネコ皮膚屑、イヌ皮膚屑、ギョウギンバ、カモガヤ、ブタクサ、ヨモギ、シラカンバ(属)、スギ、カンジダ、アルテルナリア)に対する特異的IgEを測定した場合に算定する。
- * 263: 「18」のヒトTARCは、血清中のヒトTARC量を測定する場合に月1回に限り算定できる。
- * 264: 「19」の頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチンは、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合又は切迫早産の診断のために妊娠満22週以上満33週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。
- * 265: 「23」の免疫グロブリンL鎖 κ/λ 比と「21」の免疫電気泳動法を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 266: 「23」の免疫グロブリンL鎖 κ/λ 比はネフェロメトリー法により、高免疫グロブリン血症の鑑別のために測定した場合に算定できる。
- * 267: 「24」の結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン- γ は、診察又は画像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。ただし、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「7」の結核菌群核酸同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 268: 「4」の顆粒球スクリーニング検査は、白血球墨粒貪食試験、NBT還元能検査を、「2」の顆粒球機能検査は、化学遊走物質、細菌、光化学反応を用いた検査を、「3」のモノクローナル抗体法によるT細胞サブセット検査は、免疫不全の診断目的に行う検査をい、いずれも検査方法にかかわらず、一連として算定する。
- * 269: 「5」のフローサイトメトリーのTwo-color分析法による赤血球検査は、発作性夜間血色素尿症(PHN)の鑑別診断のため、2種類のモノクローナル抗体を用いた場合に算定できる。
- * 270: 「6」のリンパ球幼若化検査(一連につき)は、Con-A、PHA又は薬疹の被疑医薬品によるものである。
- * 271: 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査は、尿、糞便、喀痰、穿刺液、胃液、十二指腸液、胆汁、膿、眼分泌液、鼻腔液、咽喉液、口腔液、その他の滲出物等について細菌、原虫等の検査を行った場合に該当する。染色の有無及び方法の如何にかかわらず、また、これら各種の方法を2以上用いた場合であっても、1回として算定する。
- * 272: 細菌培養同定検査
 - ア 細菌培養同定検査は、抗酸菌を除く一般細菌、真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行うことを原則とする。
 - イ 同定検査を予定して培養したものであれば、菌が陰性の場合であっても「1」から「5」までの項により算定するが、あらかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は、検体の種類にかかわらず、「6」の簡易培養検査により算定する。
 - ウ 細菌培養同定検査は、検体ごとに「1」から「5」までの所定点数を算定できるが、同一検体を用いて簡易培養検査を併せて行った場合は、「6」の簡易培養検査は算定できない。
 - エ 症状等から同一起因菌によると判断される場合であって、当該起因菌を検索する目的で異なった部位から、又は同一部位の数か所から検体を探取した場合は、主たる部位又は1部位のみの所定点数を算定する。
 - オ 各検体別の所定点数には、定量培養を行った場合を含む。
- * 273: 簡易培養検査
 - ア 「6」の簡易培養検査は、Dip-Slide法、簡易培地等を用いて簡単な培養を行うものである。
 - イ ウロトレース、ウリグロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査に含まれるものであり、別に算定できない。
- * 274: 嫌気性培養のみを行った場合は、「1」から「6」の所定点数のみ算定し、「注」の加算は算定できない。
- * 275: 細菌薬剤感受性検査は、結果として菌が検出できず実施できなかった場合においては算定しない。
- * 276: 酵母様真菌薬剤感受性検査は、深在性真菌症(カンジダ、クリプトコックスに限る。)であり、原因菌が分離できた患者に対して行った場合に限り算定する。
- * 277: 抗酸菌分離培養検査
 - (1) 抗酸菌分離培養検査は、検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1回のみ所定点数を算定する。
 - (2) 「1」の抗酸菌分離培養検査1は、液体培地を用いて培養を行い、酸素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。
 - (3) 「2」の抗酸菌分離培養検査2は、「2」に掲げるもの以外について算定する。
 - (4) 抗酸菌分離培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。
- * 278: 抗酸菌同定検査は、検査方法、培地数にかかわらず、1回のみ所定点数を算定する。
- * 279: 抗酸菌薬剤感受性検査は、直接法、間接法等の方法及び培地数にかかわらず、感受性検査を行った薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。混合薬剤耐性検査においても、使われた薬剤の種類により算定する。
- * 280: 淋菌核酸同定検査
 - ア 「2」の淋菌核酸同定検査、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「21」の淋菌抗原同定検査又は区分番号「D018」細菌培養同定検査を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。
 - イ 淋菌核酸同定検査は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はSDA法による。淋菌核酸同定検査は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。
- * 281: クラミジアトラコマチス核酸同定検査
 - ア 「2」のクラミジアトラコマチス核酸同定検査と区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「20」のクラミジアトラコマチス抗原を併用した場合は、主なもののみ算定する。
 - イ クラミジアトラコマチス核酸同定検査は、PCR法、LCR法、核酸ハイブリダイゼーション法、ハイブリッドキャプチャー法又はSDA法による。クラミジアトラコマチス核酸同定検査は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。
- * 282: 「3」のHBV核酸定量検査は、分岐DNAプローブ法、TMA法又はPCR法による。
- * 283: 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査
 - ア 「4」の淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染患者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。ただし、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「21」の淋菌抗原同定検査、同区分「20」のクラミジアトラコマチス抗原、本区分「2」の淋菌核酸同定検査

- 又はクラミジアトラコマナス核酸同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- イ 「4」の淋菌及びクラミジアトラコマナス同時核酸増幅同定検査は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はSDA法による。淋菌及びクラミジアトラコマナス同時核酸増幅同定検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はSDA法においては咽頭からの検体も算定できる。
- * 284：HCV核酸同定検査
 ア 「6」のHCV核酸同定検査はPCR法又はTMA法により、C型肝炎の治療方法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。
 イ 治療方法の選択の場合においては、抗体陽性であり、かつ、「9」のHCV核酸定量検査で検出限界を下回る者について実施した場合に算定できるものとし、治療経過の観察の場合においては、本検査と「9」のHCV核酸定量検査を併せて実施した場合には、いずれか一方に限り算定する。
- * 285：「6」のHPV核酸同定検査は、予め行われた細胞診の結果、ベセスダ分類上ASC-US(意義不明異型扁平上皮と判定された患者に対して行った場合に限り算定できる。細胞診と同時に実施した場合は算定できない。
- * 286：抗酸菌群核酸同定検査
 ア 「7」の抗酸菌群核酸同定検査は、マイクロプレート・ハイブリダイゼーション法によるものをいう。
 イ 「7」の抗酸菌群核酸同定検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。
- * 287：「7」の結核菌群核酸同定検査は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出又はLCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法による。なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。
- * 288：マイコバクテリウムアビウム・イントラセラー核酸同定検査
 ア 「8」のマイコバクテリウムアビウム・イントラセラー核酸同定検査は、他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合にのみ算定できる。
 イ 区分番号「D021」抗酸菌同定検査が併せて実施された場合にあっては、主なもののみ算定する。
- * 289：HCV核酸定量検査
 ア 「9」のHCV核酸定量検査は、分岐DNAプローブ法又はPCR法により、急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。
 イ 治療経過の観察の場合において、「9」のHCV核酸定量検査及び「6」のHCV核酸同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 290：血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査
 ア 「9」の血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査は、下記「イ」又は「ウ」に掲げる患者に対し、PCR法により測定した場合に限り算定できる。
 イ B型急性肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者1人につき1回算定できる。
 ウ B型慢性肝炎患者に対しては、経過観察中にALT異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施以降は、区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査のうちB型肝炎に関する検査(ただし抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査を除く)は、算定できない。
- * 291：「9」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査は、ED-PCR法又はPCR法により、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。
- * 292：SARSコロナウイルス核酸増幅同定検査
 ア 「9」のSARSコロナウイルス核酸増幅同定検査は、LAMP法により測定した場合に限り算定できる。
 イ 「9」のSARSコロナウイルス核酸増幅同定検査は、糞便又は鼻腔咽頭拭い液からの検体により行うものである。
 ウ 本検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健康発第0308001号)による臨床的特徴、届出基準によりSARS感染症の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に、診断の確定までの間に1回を限度として算定する。ただし、発症後10日以内に他疾患であると診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。
- * 293：HIV-1核酸定量検査
 ア 「10」のHIV-1核酸定量検査はPCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、HIV感染者の経過観察に用いた場合には区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「15」のHIV-1抗体価又は「16」のHIV-1.2抗体価が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。
 イ HIV-1核酸定量検査と区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「28」のHIV-1抗体価(ウエスタンブロット法)を併せて実施した場合は、それぞれを算定することができる。
- * 294：結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査
 ア 「11」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。
 イ 「11」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査は、「7」の結核菌群核酸同定検査を併用した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 295：「12」のHIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査は、抗HIV治療の選択及び再選択の目的で行った場合に、3月に1回を限度として算定できる。
- * 296：黄色ブドウ球菌ベニシリン結合蛋白2'(PBP2)
 ア 「1」の黄色ブドウ球菌ベニシリン結合蛋白2'(PBP2)は、LA法により実施した場合に算定する。
 イ 「1」の黄色ブドウ球菌ベニシリン結合蛋白2'(PBP2)は、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。
 ウ 「1」の黄色ブドウ球菌ベニシリン結合蛋白2'(PBP2)と区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「9」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 297：「2」の尿素呼吸試験を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。
- * 298：「3」の腸炎ピロリ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査は、ELISA法によるものであり、区分番号「D018」細菌培養同定検査によって、腸炎ピロリ菌が確認された場合のみ算定できる。
- * 299：大腸菌ペロトキシン検査
 ア 「4」の大腸菌ペロトキシン検査は、大腸菌の抗原同定検査の結果より病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った場合に算定する。
 イ 「4」の大腸菌ペロトキシン検査のうち、細菌培養を行うことなく糞便から直接検出する方法であってELISA法によるものについては、臨床症状や流行状況から腸管出血性大腸菌感染症が強く疑われる場合に限り、大腸菌の抗原同定検査を踏まえることなく行った場合にも算定できる。
- * 300：従前、細菌動物検査、妊娠動物検査、トキソプラズマ症におけるマウス使用検査等動物を用いて行う検査として認められていたものについては、本区分により算定する。
- * 301：基本的検体検査実施料
 (1) 基本的検体検査実施料は、特定機能病院である保険医療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から包括化して入院日数に応じた請求方法を導入したものである。
 (2) 基本的検体検査実施料に含まれない検査を行った場合は、別途当該検査に係る所定点数を算定でき、当該検査が基本的検体検査判断料の対象に含まれないものであるときは、当該検査に係る検体検査判断料も併せて別途算定できる。
 (3) 入院日数については、入院の都度当該入院の初日から起算し、また、退院日も算定対象とする。
 (4) 外泊期間中は、入院日数に含まれない。
 (5) 療養病棟、結核病棟若しくは精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については、基本的検体検査実施料は別に算定しないが、入院日数は入院の初日から数える。
 (6) 1月を通じて、基本的検体検査実施料に包括されている検査項目のいずれも行われなかった場合は、当該月は本実施料は請求できない。
- * 302：検体検査判断料
 (1) 検体検査については、実施した検査に係る検体検査実施料及び当該検査が属する区分(尿・糞便等検査判断料から微生物学的検査判断料までの6区分)に係る検体検査判断料を合算した点数を算定する。
 (2) 各区分の検体検査判断料については、その区分に属する検体検査の種類及び回数にかかわらず、月1回に限り、初回検査の実施日に算定する。
 (3) 実施した検査が属する区分が2以上にあたる場合は、該当する区分の判断料を合算した点数を算定できる。
 (4) 同一月内において、同一患者に対して、入院及び外来の両方又は入院中に複数の診療科において検体検査を実施した場合においても、同一区分の判断料は、入院・外来又は診療科の別にかかわらず、月1回に限る。
 (5) 上記の規定にかかわらず、区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る検体検査判断料は算定しない。
 区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「15」の慢性維持透析患者外来医学管理料又は区分番号「D025」基本的検体検査実施料を算定した月と同一月に検体検査を行った場合は、それぞれの区分に包括されている検体検査に係る判断料は別に算定できない。
 (6) 注3に規定する検体検査管理加算(Ⅰ)は入院中の患者及び入院中の患者以外の患者に対し、検体検査管理加算(Ⅱ)、検体検査管理加算(Ⅲ)及び検体検査管理加算(Ⅳ)は入院中の患者に対して、検体検査を実施し検体検査判断料のいずれかを算定した場合に、患者1人につき月1回に限り加算するものであり、検体検査判断料を算定しない場合に本加算は算定できない。
 また、区分番号「D027」基本的検体検査判断料の注2に掲げる加算を算定した場合には、本加算は算定できない。
 (7) 入院中の患者について注3に規定する検体検査管理加算(Ⅱ)、検体検査管理加算(Ⅲ)又は検体検査管理加算(Ⅳ)を算定している保険医療機関であっても、入院中の患者以外の患者について検体検査管理加算(Ⅰ)を算定することができる。
 (8) 注4に規定する遺伝カウンセリング加算は、臨床遺伝学に関する十分な知識を有する医師が、区分番号「D006-4」遺伝学的検査を実施し、患者又はその家族に対し当該検査の結果に基づいて療養上の指導を行った場合に算定する。
 なお、遺伝カウンセリングの実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」(平成16年12月)及び関係学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン」(平成15年8月)を遵守すること。

* 303：骨塩定量検査

- (1) 骨塩定量検査は、骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。ただし、4月に1回を限度とする。
- (2) 「1」の注はDEXA法による腰椎撮影及び大腿骨撮影を同一日に行った場合にのみ算定できる。
- (3) 「2」の「MD法、SEXA法等」の方法には、DEXA法(dual Energy x-Ray Absorptiometry)、単一光子吸収法(SPA:Single Photon Absorptiometry)、二重光子吸収法(DPA: Dual Photon Absorptiometry)、MD法(Microdensitometryによる骨塩定量法)、DIP法(Digital Image Processing)、SEXA法(single Energy x-Ray Absorptiometry)、単色X線光子を利用した骨塩定量装置による測定及びpQCT(peripheral Quantitative Computed Tomography)による測定がある。
- (4) MD法による骨塩定量検査を行うことを目的として撮影したフィルムを用いて画像診断を併施する場合は、「2」の「MD法、SEXA法等」の所定点数又は画像診断の手技料(区分番号「E001」写真診断及び区分番号「E002」撮影)の所定点数のいずれか一方により算定する。ただし、区分番号「E400」フィルムの費用は、いずれの場合でも、手技料とは別に算定できる。

* 304：肝及び腎のクリアランステスト

- (1) 肝及び腎のクリアランステストとは、負荷後に検体採取及び検体分析を経時的若しくは連続的に行う検査である。
- (2) 肝クリアランステストに該当するものは、ICG等を用いた検査であり、腎クリアランステストに該当するものは、PSP、チオ硫酸等を負荷して行うクリアランステスト、腎血漿流量測定、糸球体濾過値測定である。
- (3) 肝及び腎のクリアランステストは、肝クリアランステスト又は腎クリアランステストのいずれかを実施した場合に算定できる。
- (4) 「注2」の注射とは、第6部第1節第1款の注射実施料をいい、施用した薬剤の費用は、別途算定する。

* 305：(1) 負荷の前後に係る血中又は尿中のホルモン等測定に際しては、測定回数、測定間隔等にかかわらず、一連のものとして扱い、当該負荷試験の項により算定するものであり、検体検査実施料における生化学的検査(I)又は生化学的検査(II)の項では算定できない。

- (2) 「2」の耐糖能精密検査(常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合)は、常用負荷試験及び負荷前後の血中インスリン測定又は血中C-ペプチド測定を行った場合に算定する。
- (3) 乳糖を服用させて行う耐糖試験は、糖負荷試験により算定する。また、使用した薬剤は、区分番号「D500」薬剤により算定する。
- (4) ブドウ糖等を1回負荷し、負荷前後の血糖値等の変動を把握する検査は、糖負荷試験の所定点数により算定する。
- (5) 「注」の注射とは、第6部第1節第1款の注射実施料をいい、施用した薬剤の費用は、別途算定する。